

令和7年度 第11回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 8階 8BC 会議室

開催月日 令和 8年 3月19日(木)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問答申について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 令和9年農地法制見直し(仮称)の論点について
- 2) 田畑売買価格調査の結果について
- 3) 令和8年度地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催について

6 協 議

- 1) 令和9年度 農業政策と予算に関する要望書(原案)について
- 2) 北海道選出国會議員要請集会の開催について

7 その他

8 閉 会

次回 令和8年度第1回常設審議委員会は、令和 8年 4月24日(金曜日)
開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 4階 4S会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

令和9年農地法制見直し(仮称)について

I. 令和9年農地法制見直し(仮称)の構図について

II. 地域計画の実行(実現とブラッシュアップ)における農業委員会系統組織の役割・業務について

III. 農業委員・農地利用最適化推進委員併存配置問題等農業委員会系統組織の体制・財政について

IV. 農地バンクの見直し等農地制度について

令和8年3月18日

全国農業委員会ネットワーク機構

NCA 一般社団法人全国農業会議所
National Chamber of Agriculture

食料・農業・農村基本計画における位置づけ

(食料・農業・農村基本計画案 P55)

2025年度以降、策定された地域計画により地域の農地利用の実態が明確になることから、国のリーダーシップの下、地域計画の分析・検証を行い、適正な農地利用の在り方について検討し、その結果を踏まえ、必要に応じて制度・事業等の見直しを実施する。



適正な農地利用＝地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）を促進する法律制度



令和9年に地域計画を推進するための法律改正を想定

令和4年・農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業推進の推進に関する法律、農地法改正の5年後見直し

農業委員会系統組織の組織課題解決、
必要であれば農業委員会法の改正を目指す



- 1 地域計画の実行を農業委員会法の農地利用最適化業務の一環に位置づける
- 2 農地バンク法の見直し→都道府県段階と市町村・農業委員会段階の役割分離明確化
- 3 農業委員と農地利用最適化推進委員併存配置問題
- 4 農業委員会ネットワーク機構と農地中間管理機構の連携について 等々

地域計画における農業委員会の法定されている取り組み事項と制度改正の方向

農業経営基盤強化促進法

地域計画策定(変更)段階	地域計画実現・ブラッシュアップ段階
協議の場への参加(基盤法第18条第1項)	○地域計画・目標地図に明らかにされた農業を担う者に農地バンクを通して利用権の設定等を適宜働きかける(基盤法第21条第1項)
目標地図の素案作成(基盤法第20条第1項) 意向把握(基盤法第20条第2項)	○毎月の農業委員会の総会における地域計画変更への意見表明(基盤法第19条第6項)

農業委員会法(第6条・業務)

地域計画の実行・ブラッシュアップの取組
+
農地利用の最適化

必要な法律改正等？

2. 地域計画の実行(実現・ブラッシュアップ)に向けた農業委員会の新しい役割・機能

現在:地域計画策定・変更のため市町村長を支援

(地域計画策定の協力支援要員)



今後:地域計画実行を市町村長と一緒に取り組む

(地域計画実行の共同執行者もしくは準ずる権限)



**新たな役割・任務・権能
(権限)は何か?**



策定

- ①協議の場への参加(基盤法第18条第1項)
- ②目標地図の素案作成(基盤法第20条第1項)
- ③意向把握(基盤法第20条第2項)

実行

- 地域計画・目標地図の農業を担う者に利用権の設定等を働きかける(基盤法第21条第1項)
- 毎月の農業委員会の総会における地域計画変更への意見表明(基盤法第19条第6項)



- ①市町村に「市町村地域計画推進協議会(仮称)」会長・市町村長、副会長・農業委員会会長
- ②地域計画毎に「地区地域計画推進協議会(仮称)」→地域計画毎に設置するか複数地域計画連合で設置するかは現場の判断、会長・農業委員等、副会長・自治会長等

- ①土地持ち非農家、不在村地主等に対し話し合いへ参加することを求める**権限**
- ②土地持ち非農家、不在村地主の農地を地域計画における農業を担う者へ権利設定する**権限**

等々

農業委員と農地利用最適化推進委員の併存問題について①

方法	改正点等	課題
法律上、推進委員を農業委員へ一本化し、農業委員会の委員を農業委員だけに戻す	・農業委員会法第17条(農地利用最適化推進委員の委嘱)等を削除	・農地利用最適化推進委員が上手く機能している委員会の理解をどう取り付けるか ・農業委員定数条例改正が必要

「併存配置問題」の解決方法は、上記の推進委員の農業委員への一本化、推進委員を委嘱しないことができる基準の緩和(選択制)、推進委員へ議決権付与、兼務禁止規定の見直し等が考えられるので今後広範な議論が必要

農地バンクの現状とあるべき農地の権利移転の在り方

農業経営体すう勢で半減の見込み
2020年:108万経営体→2030年: 54万経営体

受け手いない農地の増加懸念
全農地の3～6割が10年後受け手委いない可能性

加速的な農地の集積・集約化 待ったなし・大区画化等農地整備の徹底

農用地利用集積計画
権利設定:1・2か月:賃貸借契約が成立しないことは稀

農用地等利用集積等促進計画
権利設定:4～半年:原則賃貸借契約成立しないこと有り

①農地法のバイパスを「農用地等利用集積等促進計画」一本に統合したのバイパスが大渋滞して農地の権利設定が困難になっている
②農地中間管理機構のスキームでは現下の農業・農地の課題対応困難

地域計画により農業を担う者へ位置付けられた者への利用権設定等は直ちに、従来の利用集積計画と同等の手続きと期間で行われるようにすること

バイパス:農地バンク	本道:農地法
バイパスの渋滞を解消	本道の通過を容易にする
「みなし」規定で農地中間管理機構への権利設定を劇的に簡素化する?	地域計画エリア内の農地の権利移転等は農地法第3条の「届出」にする?

これまでのバンクの事務簡素化からの発想の転換の必要性

今まで利用集積計画≒バンク計画にこだわり過ぎた

農用地利用集積計画の賃借権 ≠ バンク計画の賃借権

利用集積計画の賃借権と農地バンクの農地中間管理権は全く別物なのに利用集積計画と違和感がないようにバンク計画の事務の簡素化を求めてきたことを見直す必要があるのではないか

目指す方向

①地域計画により農業を担う者へ位置付けられた者への利用権設定等は直ちに、従来の利用集積計画と同等の手続きと期間等で行われるようにすること

②バンク事業に農地中間管理機構だけでなく、市町村・農業委員会の役割を明記すること

「みなす」について

① 地域計画エリア内は相対の契約で農地は全てバンクに貸し付けられているとみなし農地の集積・集約を実施

- ・地域計画通りの農地の賃貸借は農地の中間管理権の設定を経なくとも市町村・農業委員会における手続きで可能とする。
- ・その際、賃貸借の当事者と市町村・農業委員会及び農地中間管理機構との5者(4者)の間で以下の特約を締結する。
- ・当該賃貸借案件は農地中間管理機構に中間管理権があるとみなす
- ・特約により賃借人に事故等が生じ耕作不能になった場合、当該農地を直ちに賃貸人に返却せず農地中間管理機構にあるとみなし、賃貸人、市町村・農業委員会及び農地中間管理機構の主導により地域計画の変更を行い新たな賃借人を決める
- ・特約の当該農地の所在する地域計画内で農地の集約についての調整を了した場合は当該農地は農地中間管理機構にあるものとみなして賃借人・賃貸人の了解を経なくとも集約に資する新たな賃借人へ農地の移転を可能とする
- ・上記の2つの取り組みは地域計画の特例で処理する
- ・機構関連圃場整備事業等農地に重大な変更が生じる場合に正規の農地中間管理権を設定する

②耕作放棄地・所有者不明農地もバンクが借りているとみなし関係者の調整により速やかに担い手へ転貸実施

③不在村地主は農地バンクに農地を貸したとみなし、現場の市町村・農業委員会が地域計画の中で農地の賃借人を措置する

○「みなす」はある事実(農地の存在)が認められる場合、本来性質の異なる他の法律効果を強制的に同一のものとしてみなす強い強制力をもつ表現(Aということとは元来性質のちがうBということ、ある法律関係では同一にみること)。反証により覆すことのできる「推定する」とちがって反証を許さない

→許可手続きを経ることなく耕作者が利用権を取得する法律状態を発生させ、農地の集積・集約に関わる障壁を排除

○農地法第43条「農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。」

○「みなす」ことによりどのような法的効果を持たせるか
→権利制限、利用権の設定等

○「みなす」ことにより得られる現場へのメリット→行政事務効率化

「みなす」が可能か、その問題点等を内閣法制局等と協議・検討中

農地の移動を農地バンクを通さずに行う方法(農地法第3条の届出)について

- 農地バンクを介することで農地の移動が煩雑・時間を要する現状は本末転倒
- 放置すればバンクを介さずにいわゆる「ヤミ小作」化する懸念
- 地域計画に取り組む中で目標地図に農業を担う者が特定され農地利用を明らかにしたのに農地バンクを介する意味が分からないとの声が現場の実感



地域計画通りの農地移動(賃借権・使用貸借に限定、所有権は除外)の場合は農地法第3条の「届出」で可能とする



【改正のポイント】

- 賃貸借・使用貸借期限到来したら所有者に法的に返還されることを確実にする
- これを繰り返し、昨年度までの農用地利用集積計画の利用権設定と同様の運用を確保することが必須

【改正の課題】

- 農地バンクに期待されている農地の集積・集約の実行はどうなるのか



- 地域計画の変更を繰り返すのか？
- 農地バンクの関与の在り方要検討
- 農地法第3条≡農地法の根幹に関わる？

令和 7 年 田畑売買価格等に関する調査結果（概要）について

令和 8 年 3 月 1 9 日
第 1 1 回常設審議委員会

1 はじめに

本調査結果（概要）は、令和 7 年における田畑売買価格等に関する全国統一調査の北海道分で、道内各市町村（旧市町村）の令和 7 年 5 月 1 日時点において実際に取引されるであろう価格を調査し、その結果を取りまとめたものである。なお、調査対象区域は、令和 7 年 5 月 1 日時点で農業委員会が設置されている 1 7 0 市町村の昭和 2 5 年 1 月 1 日時点における旧市町村の区域である。

表 1 報告状況

区 分	旧市町村（区域）数	報告数	報告率
都市計画法の適用がある	77	57	74.0%
都市計画法の適用がない	210	196	93.3%

2 農地価格の推移（純農地）

中田価格は、昭和 5 0 年に 2 5 2 千円であったが、昭和 5 7 年に価格は 5 2 4 千円と 2 倍に上昇した。しかし、昭和 5 8 年以降、中田価格は低下しはじめ、令和 7 年にはピーク時（昭和 5 7 年）の 4 5 % の水準である 2 3 7 千円となっている。

中畑価格は、昭和 5 0 年に 1 2 0 千円であったが、その後中田同様に上昇を続け、昭和 5 9 年には 2 3 1 千円でピークとなった。昭和 6 0 年以降、中畑価格は低下しはじめ、令和 7 年にはピーク時（昭和 5 9 年）の 4 8 % の水準である 1 1 2 千円となっている。

表 2 純農地（中田・中畑）価格の推移

（1 0 a 当たり）

調 査 年	中 田		中 畑	
	平均価格(千円)	指 数	平均価格(千円)	指 数
昭和 5 0 年	252	48	120	52
5 7 年	○524	100	212	92
5 9 年	520	99	○231	100
平成 元年	415	79	187	81
6 年	373	71	171	74
1 1 年	339	65	152	66
1 6 年	304	58	142	61
2 1 年	275	52	127	55
2 6 年	258	49	122	53
2 7 年	264	50	126	55
2 8 年	258	49	122	53
2 9 年	254	48	120	52
3 0 年	249	48	114	49

令和 元年	248	47	116	50
令和 2年	243	46	115	50
令和 3年	244	47	118	51
令和 4年	238	45	114	49
令和 5年	239	46	117	51
令和 6年	238	45	115	50
令和 7年	237	45	112	48

※表2の平均価格については、調査年に報告のあった区域全てを集計対象とした。

○の印は本調査における最高値であり、指数は、中田については昭和57年価格を、中畑については昭和59年価格を、それぞれ100とした。

「純農地」とは、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域に関する線引き指定が行われていない市町村の農用地区域内の農地とする。

3 地域別平均価格の推移

中田平均価格は、令和6年に比べ全道では1.0%低下し、中畑平均価格は、令和6年に比べ全道では0.5%の低下となっている。

表3 地域別中田・中畑平均価格の推移

(純農地 単位：千円/10a、%)

地域名	中田			中畑		
	令和7年	令和6年	変動率	令和7年	令和6年	変動率
全道	237	239	-1.0	112	112	-0.5
空知	300	305	-1.7	104	105	-0.5
石狩	410	413	-0.6	160	163	-1.5
後志	181	182	-0.6	135	138	-2.4
胆振	332	332	0	187	187	0
日高	250	260	-3.8	181	184	-1.4
渡島	222	222	-0.3	130	130	0
檜山	174	174	0.2	77	77	0.4
上川	210	211	-0.6	74	74	-0.4
留萌	138	139	-0.6	37	39	-3.9
宗谷	-	-	-	32	32	-0.4
林-ツク	317	317	0	147	147	0.5
十勝	380	380	0	155	154	0.7
釧路	-	-	-	51	51	-0.5
根室	-	-	-	50	49	1.4

※表3の平均価格については、2年連続(令和6年、令和7年)で報告のあった区域のみを集計対象とし、対前年変動率については、2年連続(令和6年、令和7年)で報告のあった区域の各年度の価格の総和をもとに算出した。

「純農地」とは、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域に関する線引き指定が行われていない市町村の農用地区域内の農地とする。

地区	開催日	地方連総会	会議	会場	備考
空知	4月 6日(月)	14:30~15:30	15:30~17:25	ラ・カンパーニュホテル深川 深川市3条6番7号(0164-23-2121)	
石狩	4月13日(月)	14:00~15:00	15:00~16:00	ホテルポールスター札幌 札幌市中央区北4条西6丁目(011-330-2532)	
後志	4月14日(火)	14:30~15:30	15:45~	ホテル第一会館 倶知安町南3条西2丁目13(0136-22-1158)	
胆振	4月 2日(木)	13:00~14:30	15:00~16:30	こふしの湯 あつま 厚真町字本郷229番地の1(0145-26-7126)	
日高	4月16日(木)	14:00~15:00	16:00~17:00	新ひだか町地域交流センター プュアフラザ 新ひだか町静内御幸町2丁目1-40(0146-45-0090)	
渡島	4月20日(月)	13:30~14:30	14:30~16:00	長万部町役場 2階大会議室 長万部町字長万部453-1(01377-2-2191)	
檜山	4月 9日(木)	14:00~15:00	15:30~17:00	厚沢部町山村開発センター 集会室 厚沢部町新町207番地(0139-64-3314)	
上川	4月 9日(木)	15:00~15:40	15:50~17:15	アートホテル旭川 旭川市7条通6丁目(0166-25-8811)	
留萌	4月 8日(水)	13:30~14:30	14:30~16:00	初山別村役場 2階 会議室1 初山別村字初山別96番地1(0164-67-2211)	
宗谷	4月15日(水)	13:00~15:00	15:00~17:00	稚内市役所 4階 大会議室 稚内市中央3丁目2番1号(0162-23-6481)	
峠	4月 9日(木)	14:00~15:30	15:30~17:00	ホテル黒部 北見市北7条西1丁目1番地(0157-23-2251)	10日 09:30~研修 2時間
十勝	4月16日(木)	15:40~16:40	13:30~15:00	とかちフラザ 4階 講習室402 帯広市西4条南13丁目1番地(0155-22-7890)	
釧路	4月 9日(木)	13:00~14:00	14:00~16:30	標茶町役場 2階 大会議室 標茶町川上4丁目2番地(015-485-2111)	
根室	4月10日(金)	15:00~16:00	16:00~17:00	別海町生涯学習センター みなくる 別海町別海旭町149-1(0153-75-2146)	

開催月日	地方連	開催時間	会場	対応	備考
4月 2日(木)	胆振	15:00~16:30	厚真町：こぶしの湯	佐藤(匡)	
4月 6日(月)	空知	15:30~17:25	深川市：ラ・カンパーニュホテル深川	乾	
4月 8日(水)	留萌	14:30~16:00	初山別村：初山別村役場	佐藤(匡)	
4月 9日(木)	上川	15:50~17:15	旭川市：アートホテル旭川	乾・佐藤(友)	
	檜山	15:30~17:00	厚沢部町：厚沢部町山村開発センター	三本	
	林-ㇿ	15:30~17:00	北見市：ホテル黒部	佐藤(匡)	翌日研修依頼あり
	釧路	14:00~16:30	標茶町：標茶町役場	幡野・水尻	
4月10日(金)	林-ㇿ	09:30~11:30	地方連研修会	佐藤(匡)	
	根室	16:00~17:00	別海町：別海町生涯学習センター みなくる	佐藤(匡)	
4月13日(月)	石狩	15:00~16:00	札幌市：ホテルポールスター札幌	佐藤(匡)	
4月14日(火)	後志	15:45~	倶知安町：ホテル第一会館	佐藤(匡)	
4月15日(水)	宗谷	15:00~17:00	稚内市：稚内市役所	佐藤(匡)	
4月16日(木)	十勝	13:30~15:00	帯広市：とかちフラザ	乾	
	日高	16:00~17:00	新ひだか町：ピュアフラザ	幡野・水尻	
4月20日(月)	渡島	14:30~16:00	長万部町：長万部町役場	佐藤(匡)	

※ 一部の地区については、全国農業会議所 全国農業新聞担当も出席

令和9年度 農業政策・予算に関する要望書
(原々案)

令和 8年 6月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

令和9年度 農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、大規模で専門的な経営が主体となって、安全・安心な食料を供給することにより、我が国の食料安全保障に貢献するとともに、本道の経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしてきた。

気候変動による異常気象の頻発化、家畜伝染病の広域的な蔓延、世界情勢の不安定化など、食料の安定供給体制の確立が課題となる中において、全国の農業産出額の約15%を占める北海道農業は食料安全保障の観点においても重要な役割が期待される場所である。

しかしながら、我が国の人口は、2011年以降、減少に転じており、本道においては、令和7年11月に住民基本台帳ネットワーク上で500万人を下回っている状況で、2050年には、2020年比で約27%減の382万人程度まで減少すると見込まれており、慢性的な労働力不足が顕著化している。

また、本道の農業経営体数は、3万経営体を下回っており、担い手の人材確保・育成が重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、一般社団法人北海道農業会議は、本道市町村農業委員会とともに、農地、担い手に係る対策を中心とした政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和9年度農業予算の立案において、本道農業が持つ潜在力を最大限に発揮しながら、将来にわたってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項の実現について強く要望する。

令和 8年 6月 1日
一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

【人口減少下における担い手の育成・確保】

1. 担い手の育成・確保に必要な方向性について

～ 地方創生と担い手の育成・確保 ～

我が国の食料安全保障を構築するためには、農地政策として、農地の総量を確保し、農産物の生産振興を推進し、それらを実現するための基盤整備を促進することが必要であるが、最終的には、農業を担う者を確保することが最重要項目となる。

また、担い手の育成・確保を行うためには、住環境の維持・整備は不可欠であることから、地方創生と一体的に担い手対策を実施しなければ大きな効果は発揮されない。

人口減少下において、農業の担い手を確保することは、我が国の食料安全保障を構築するだけでなく、農村部における地方創生を行うことにもつながることから、従来の政策を改め、省庁をまたがるプロジェクトチームを創設し、これまでの政策の検証を行った上で、担い手対策を再構築すること。

2. 新規就農対策・担い手対策の再構築 ～シニア層の人材活用～

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、2025年4月からは、65歳までの雇用の確保が義務化されている。

しかしながら、農林水産省が作成している「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」では、サステイナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により49歳以下の担い手を確保するとされており、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正等が反映されていない。

農業者の人口減少・高齢化は、日本全体の状況より加速的に進んでいることから、多様な人材の確保が急務である。

また、近年、トラクター・コンバインなどの農業用作業機械、ビニールハウスなどの農業用資材が高騰しており、新規就農をする場合における高額な初期投資が課題である。

このため、既存の新規就農者育成総合対策の年齢制限の引き上げ又は撤廃を行うとともに、就農時における機械・資材の導入を含めた総合的な対策へ再構築すること。

3. 農家後継の確保対策の構築

~~親元就農を含む新規就農者数は、年々減少しており、2024年の本道の新規就農者数は372人となっており、400人を下回る状況となっている。~~

~~新規就農者数の減少については、農家後継による「Uターン」が大幅に減少していることがあげられるが、その背景には、親の経営が抱える事業負債が多額となっていることが想定される。~~

~~農業者数の減少に歯止めをかけるためには、農家後継を確保することが最も効率的であることから、親が事業承継後に後継者の経営へ関与しないことや、親が一定程度、負債の責任を負うことを前提に、制度資金等の借換を可能とするしくみを構築すること。~~

親元就農を含む新規就農者数は、年々減少しており、2024年の本道の新規就農者数は、372人となっており、400人を下回る状況まで悪化している。

新規就農者数の減少については、農家後継による「Uターン」が大幅に減少していることがあげられる。

親元就農を含む就農者数は、今後も減少し続けられると思われることから、これまでの担い手対策について、検証を行うとともに、農家後継による親元就農や新規就農者を効果的に確保できる担い手対策を構築すること。

4. 農業経営の安定化対策の構築

近年、農林漁業従事者の若年層における自殺が増加傾向にある。

こうした背景で考えられる要因は、気候変動による収量の不安定化に伴う経営の不安定化、資材コストの増大による経営の不安定化など、第一次産業が持つ独特のストレス要因が考えられる。

こうしたストレスの大半は、経営が安定化することによって取り除くことが可能である。

このため、農業経営の安定化対策の構築と将来を見通せる農政の構築を図ること。

5. 関係人口の増加による地域の活性化（地方創生）

新規就農・農家後継を安定的に確保していくためには、ライフラインなどの住環境の整備も併せて行う必要があり、過疎地帯においては、地方創生と一体的な農業の担い手の育成・確保が必要となる。

政府は、地方創生において、人口減少下における地方創生として、地域に定期的に訪問する人口、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしている。

国土交通省の「関係人口の実態把握」を基に数値化してみると、北海道の関係人口は、2,000人弱程度しか把握されていない。また、5万人以上の人口がある市町村を除くと、北海道内で把握されている関係人口は、400人弱という状況であり、関係人口による地域の活性化が可能なレベルとなっていない状況にある。

過疎地域の衰退に歯止めをかけるためには、関係人口の増加と定住人口の増加が必須である。

また、政府は、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしているが、「都道府県別の経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）」（国土交通省）によると、通勤の機会費用も加味した場合、群馬県 35 位、埼玉県 38 位、神奈川県 43 位、千葉県 44 位、東京都最下位と首都圏程豊かでないとされていることから、関係人口を創出するための方策が不可欠な状況である。

このため、関係人口を増加させることを目的に、各市町村役場にマイナンバーカードチェックイン機を設置し、土日祝日における在住している市町村から市町村外への移動距離に応じて、マイナポイントを付与するなど、関係人口の増加を喚起させる対策を講じること。

6. 地方創生による地域の活性化（民間活力の活用）

我が国における上場企業は約 4,000 社であり、うち東京都内の上場企業は約 2,000 社となっており、いずれも全国の 1,724 市町村を超える企業数となっている。

食品関係工業出荷額は、11 道府県で 20%を超え、北海道・鹿児島県などでは、40%を超える状況となっており、地方経済の基盤となっている。

また、地方経済は、国内 GDP の 60%を超える状況となっており、地方経済なくして、日本経済は成り立たないと考えられる。

さらに、市町村によっては、人口減少対策における一種の諦観を持っている部分もあり、外部の人材による新たなアイデアが必要と考えられる。

このため、上場企業における農村部への社会貢献制度を構築し、農村部への人的支援・物的支援・資金的支援が行われることにより、関係人口を増加し、農村部における生産空間・地域コミュニティの維持・発展を図ること。

6. 地域経済維持のための支援施策の構築

本道農村部において持続可能な農業経営を育成するためには、地域経済がしっかりと維持され、住環境が充実することが必要である。

しかしながら、経済センサスから推測すると、道内の雇用の80%を占める中小企業は、20年後の2045年には、6万社となると推測され、2021年の13万社強と比較すると半減することになる。

道内の中小企業の衰退は、北海道経済並びに、農村部における住環境の悪化など様々な悪影響を及ぼすことが予想される。

令和7年12月23日に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」では、地域経済の活性化による雇用の創出、若者や女性が地域に定住しやすい環境を整備することによる人口の定住促進、地域資源を活用することによる産業の振興などが地方創生の目的とされている。

このため、地方創生に関する総合戦略に基づき、早急に関連施策を展開するとともに、地方創生を実現すること。

【食料安全保障の構築】

1. 我が国の食料安全保障について

ウクライナ・パレスチナ・ベネズエラ・イランなどに見られるように世界情勢は、不安定化している状況にある。

食料の大半を輸入に依存している我が国における食料安全保障は、世界情勢と直結していると言っても過言ではない。

本年1月の米国によるベネズエラへの介入は、ウクライナ侵攻を続けるロシアや、台湾問題を抱える中国にとっては、武力行使を正当化する要因となることが想定され、急速に世界情勢が悪化していく可能性がある。

また、イスラエル・米国によるイランへの攻撃により、ホルムズ海峡が封鎖されたことによる影響は、エネルギーの9割、食料の6割を海外に依存している我が国においては、我が国の食料安全保障を揺るがす可能性が懸念される。

このため、「食料安全保障強化政策大綱」（令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）に基づき、早急に食料安全保障の強化を行うこと。

2. 農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正法案が、令和7年6月11日に成立し本年度より施行されたところである。

改正法では、農林水産省が認定した指定飲食料品等事業者等が組織する団体が、適正価格の指標を作成し公表するとされている。

しかしながら、米の店頭価格での高騰に伴い、適正価格が形成される前の段階において、「コメは5キロ3,000円台でなければならない」など、米の店頭価格における上限値が設定された形となっている。

中東情勢の悪化、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、台中関係の緊迫化などにより、さらに農業用資材等の高騰が見込まれる中において、事実上の上限価格は、コスト割れを起こす要因となり得る。

このため、サステイナブルで再生産可能な価格の形成にあたり、国が責任をもって対応すること。

また、価格が形成された後、再生産が困難となった場合における所得補償制度の整備を行うこと。

【中長期的な先の見える農政の実現】

農業政策は、国民に良質な食料を安定的に供給することが使命であると考ええる。

このため、時代に併せて変化する部分と、時代が変わっても変化しない部分が必要となる。

平成 19 年に導入された「品目横断的経営安定対策」は、平成 21 年には「個別所得補償制度」に、さらに平成 25 年には「経営所得安定対策」など、農業経営の根幹をなす政策においても、政権交代があったにせよ、目まぐるしく改正されてきた状況にある。

こうした状況の中で、営農を行う担い手は、国の農政に振り回される事態に陥ってきた。

農業の担い手が減少する中において、意欲と希望をもって営農を継続するためには、時代が変わっても変化しない農政の根幹を構築する必要がある。

このため、「食料・農業・農村基本法」並びに「食料・農業・農村基本計画」に基づく中長期にわたって変化しない確固たる農業政策を構築し展開するとともに、食料自給率の向上に努めること。

【優良農地の確保】

1. 所有者不明農地の抜本的解消

相続未登記等による所有者が不明な農地の利用については、農地中間管理事業を活用することにより賃貸借は可能となっている状況にある。

また、不動産登記法の改正により、相続確定後3年以内の所有権移転登記が義務付けられるなど、所有者が不明となっている土地の所有権の確定に向けた対応がとられているところである。

しかしながら、遺産分割協議が長期化した場合、最終的には、法定相続持分での所有権が共有名義で確定することとなり、こうした事案が繰り返された場合、共有名義者が増加していくこととなり、土地の所有者が複雑となっていくことが想定される。

こうした事案を解消するためには、定期的に所有権移転が望ましいと考えられる。

このため、農地において、将来の安定的な利用を確保する観点から、所有権移転を含めた農地流動化施策を促進すること。

2. 離農跡地における農業用施設の撤去等への支援

新たな担い手を確保するためには、農地の集積・集約化に加え、効率的に利用できる農地を確保することが必要である。

しかしながら、離農跡地を見た場合、旧農業用施設が放置されているケースが多く、効率的な農地利用や農地の集約化の阻害要因となっている。

このため、効率的な利用ができる優良農地の総量を確保する観点から、農地の集約化等の阻害要因である旧農業用施設の撤去・農地への復元に関する支援措置を創設すること。

【物価高対策に伴う措置について】

政府は、物価高騰対策の一つとして、食料品に対する消費税の課税の一時的、2年間の停止を検討している状況にある。

消費者目線で考えた場合、消費者の負担軽減となるが、消費税は、消費者が負担した税を各段階の生産者等が納税をする仕組みとなっていることを考えると、本来、消費税を負担する消費者が一時的ではあっても負担をしないことになる。

従って、今回の対応により、生産者が負担している生産資材等に係る消費税を転嫁することができなくなる。

こうした場合、仮受消費税より仮払消費税が多くなることから、消費税の還付を受けることは可能と考えられるが、還付時期が遅いことから、生産者の資金繰りに影響がでる可能性がある。

このため、食料品等への消費税の課税の一時的に停止することに対する農業者等の生産者に対する負担の軽減策も構築すること。

【予算関係等】

1. 農地中間管理事業の予算の確保

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、本年4月に完全施行された。

これに伴い農地の貸借・売買ともに、農地バンクが本道の農地の流動化の大半を担うことになることから、本道の農地の流動化に支障が出ないように十分な予算を確保すること。

2. 経営安定対策関係

(1) 経営所得安定対策

今後の食料需給については、世界的な不作による食料不足や価格高騰が生じるリスクが増大していることや、気候変動が主要作物（とうもろこし、大豆、小麦）の単収に与える影響が、世界的にはマイナスとなる評価が太宗を占めている中において、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ、そば及びなたねの戦略作物の生産を支える経営所得安定対策の役割は、今後さらに重要となってくる。

このため、引き続き経営所得安定対策等に関する関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

(2) 農業経営基盤強化準備金制度の恒久化

農業経営基盤強化準備金制度は、経営改善計画に基づく計画的な経営改善の実現と地域農業経営基盤強化促進計画における目標地図の実現による担い手への農地の集積・集約化に寄与する制度であることから、恒久的な制度とすること。

(3) スーパーL資金・近代化資金の予算の確保等

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）及び農業近代化資金の金利負担軽減措置について、引き続き必要な予算を確保すること。

3. 基盤整備事業関係

農地の集積・集約化の実現や、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に実施することが不可欠である。

このため、ほ場の大区画化や排水対策・草地改良をはじめとした農業農村整備事業等について、十分な予算を確保すること。

また、農地中間管理事業と併せて実施することができる農地中間管理機構関連農地整備事業については、本道では、採択要件を満たせない地域が多いことから、採択要件等の見直しを行うこと。

4. 持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立について

近年の資材高騰等の影響により、農業関係公共事業の事業費も高騰している状況にある。

国土交通省が示している建設工事費デフレーターでは、2015年度比で、2024年度には、事業費が1.3倍に高騰している。

農業農村整備事業は、農作物の品質の向上、収量の安定化を図るために、定期的実施することが必要であり、農業経営と一体的なものであるが、事業実施に伴い発生する受益者負担が事業費の高騰により、農業経営を圧迫している状況にある。

事業費の高騰に伴う農家負担の増大は、今後の農業農村整備事業の推進や、農地流動化に支障をきたす可能性が高く、将来の食料安全保障の構築にも影響を及ぼすおそれがある。

このため、農業農村整備事業における農家負担の軽減に努めること。

5. 北海道の経営規模にあった補助事業の構築

本道農業は、府県に比べ経営規模が大きいことから、導入する農業用機械・施設等の必然的に大規模なものとなっている。

現在、資材高騰、円安等に影響により、農業用機械・施設が非常に高騰している状況にあり、従来の補助体系では、十分な支援施策となっておらず、補助事業が採択されても多大な負担をしている状況にある。

このため、経営規模に応じた補助率等を設定した上で、大規模経営の負担軽減策を講じること。

6. 過疎地域への配慮

過疎が進んでいる農村地域においては、建設業者などが不在となっていることも多く、農業用施設等を設置する場合などにおいては、遠方の建設業者に依頼せざるを得ない状況に陥っているなど、あらゆる面において、不利となっている。

このため、過疎地域における不利条件の緩和措置として過疎加算など、補助事業における条件不利を緩和する措置を構築すること。

7. 温暖化に対応した品種の開発・普及の促進

気候変動に対応するため、産学官の連携による多収性・高温耐性等の品種の開発・普及を推進するための支援施策の構築並びに予算の確保を行うこと。

6. 農業委員会関係

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

このため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務、地域計画を実現するために必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

令和4年度に情報収集等業務効率化支援事業により導入されたタブレット端末について、法定耐用年数を経過する時期にある。

現在の農業委員活動において、タブレット端末が必要不可欠となっていることを踏まえ、タブレット端末の更新等に係る費用の支援を行うこと。

さらに、農業委員会サポートシステムにおける航空写真については、定期的に更新されている状況にあるが、地域によっては、更新頻度が低いところも見受けられることから、更新頻度を改善すること。

【その他】

1. 農地における譲渡所得税への対応

農地を売却した場合の概算取得費については、租税特別措置法第 31 条の 4 の規定により、5/100 とされている。

本道における農地価格は昭和 50 年代から平成元年をピークに下落傾向が続いており、平成以降に購入した農地を売却した場合に、5/100 の概算取得費では税の公平性が確保できていない状況にある。

このため、購入した時期を考慮した段階的な制度を導入すること。

2. 農業者年金制度の充実

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度においては、経営主の直系卑属の配偶者に対しては加入が認められていない状況にある。

このため、農業経営において、経営主・配偶者・経営主の直系卑属の後継者に加え、後継者の配偶者も重要な担い手であることから、経営主の直系卑属の後継者の配偶者も政策支援の対象とすること。

3. 鳥獣被害対策の充実について

改正鳥獣保護管理法により令和7年9月より、緊急猟銃として、市街地等に出没したクマ等に対する発砲が可能となったが、これにより、農産物等への鳥獣被害が減少するわけではないと考えられる。

また、現行の鳥獣駆除については、本来、狩猟を目的とするハンターへ協力を求めて駆除するやり方であり、現在、我が国には、鳥獣駆除を目的とした組織等が存在していない。

北海道における野生鳥獣による農林水産業被害は、令和元年以降増加傾向となっており、鳥獣被害の抜本的対策が必要な状況となっている。

抜本的に鳥獣被害を防止するためには、① 野生鳥獣の絶対数の減少と厳格な管理 ② 農地への侵入防止措置 ③ 駆除におけるあり方の再整理が必要である。

また、農地への侵入防止措置を講じようとする場合、山際などの森林部分との境目に侵入防護柵を設置するとともに、ほ場において電気牧柵を設置することで、効果的な侵入防止措置となると考えられるが、現行の補助事業では、いずれか一方の柵にしか対応できないなど、効果的な防止措置を講じることができない状況となっている。

このため、鳥獣被害対策として、野生鳥獣の厳格な管理を行うことや、ハンター以外による鳥獣駆除の方法の検討、並びに、中山間直接支払制度等の補助事業における鹿柵・侵入防護柵、電気牧柵の設置について、柔軟な対応を行うこと。

また、鳥獣の駆除をした後の焼却処分等において、自治体の負担が増加していることから、駆除後における廃棄処分に対しても支援を検討すること。

4. 家畜伝染病等の侵入・まん延防止対策の強化

家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止対策の強化を図るため、衛生管理体制を強化すること。

また、海外悪性伝染病の防疫措置に関し、財政支援の拡充とともに、発生農場等の経済的影響の緩和や風評被害防止策を講じること。

さらに、感染経路が特定されていない家畜伝染病等も存在することから、原因究明を行うとともに、効果的な対策を講じること。

5. 産業動物に従事する獣医師の確保

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している。

令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画により、獣医師による家畜の遠隔診療を初診から可能とする対応がとられているが、治療行為が必要となる場合においては、速やかな治療とならずタイムラグが生じる状況にあり、抜本的改革とはなっていないのが現状である。

このため、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

6. 農作物に影響を与える雑草等の駆除について

本道の畑作地帯では、温暖化の影響により、つる性植物のガガイモなどによる農作物被害が増加傾向にある。

このため、道路や河川に繁殖するガガイモ、アレチウリ等について道路管理・河川管理の一環として、駆除の徹底を行うこと。

7. 農地における太陽光発電設備の設置について

現在、2040年度までに、北海道の日本海岸において洋上風力発電設備の設置に関する計画が進められている状況にある。

北海道が目指している導入目標は、最大で1,465万Kw発電であり、この発電量は、北海道電力が公表している北海道における最大消費電力569万1千Kwの3倍近くの量となる。

この一方で、北海道電力は、「ほくでんグループ経営ビジョン2035」において2050年度には、発電の6～7割を原子力発電にするとしている。

洋上風力発電の導入目標から考えた場合、2050年度において、北海道内の発電量の6～7割を原子力発電とした場合、最大で4,883万Kwとなり、全国の約4割を北海道電力が発電する試算となる。

エネルギー政策においては、行政と電力会社の計画が乖離している状況にあり、矛盾が生じている状況にある。

北海道の洋上風力発電の設置計画や同社の経営ビジョンにおいて、太陽光発電に頼らずとも、計画では道内への電力供給が可能な計画となっていることから、将来的には農地に太陽光発電設備を設置する必要性が乏しくなると考えられる。

このため、優良農地を確保する観点から、エネルギー政策の矛盾を解消するとともに、農地における営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用の仕組みを廃止すること。

8. 農産物の輸送手段の確保

2024年問題をはじめとする物流・運送業界におけるトラックドライバー不足の問題は、首都圏への農産物の輸送への影響も懸念されるものであり、我が国の食料安全保障を構築する上では大きな課題となると考えられる。

農産物の大量輸送においては、トラック・JR貨物・船舶のバランスの取れた輸送体制を構築することが必要となる。

特に、鉄道輸送力については、少ない人員で大量に輸送できることから、重要な輸送手段として活用を充実することが必要となるが、JR北海道では、赤字路線の維持が困難とされているところである。

このため、鉄道輸送力の維持のための支援・対策を充実すること。

9. 自然災害等による農業被害への支援

気候変動による干ばつや大雨などの異常気象の頻度が高くなっていることから、大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラの再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靱化を図ること。

空 知	20	上 川	3
石 狩	18	留 萌	15
後 志	—	宗 谷	14
胆 振	—	オホーツク	17
日 高	—	十 勝	5
渡 島	24	釧 路	11
檜 山	5	根 室	13
		合 計	145

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地バンクと農地売買及び賃貸、使用貸借について</p> <p>農地の売買及び賃貸、使用貸借は、前年度までは年間を通していつでも契約できたが、今年度から特に貸付タイプは農地バンクを通すこととなり、各契約は年度内区切りであることから、貸付タイプの要請は5月から11月までの実質7か月間となった。</p> <p>貸付タイプでは、借主の耕作地になるまで最低5か月（買入協議の総会から貸付承認の認可公告まで）を要するため、耕作証明書の発行も収穫終了後となるケースが出ているため、期間短縮（3か月程度）できるよう見直しを行うこと。</p>	<p>現在の方法では、収穫後に決定となり免税軽油などを受けられないなどの不利益が生じるため。</p>	<p>貸付タイプについては、法改正前と一切変更がありませんので、今回の法改正により生じた問題ではないと考えます。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法において定められた事務の流れに問題あるものではないと思われますので、国への要請項目というより、事務手続きに関する運用の問題と考えます。</p>	<p>×</p>
<p>加工用米における栽培方式別契約キ口数の見直しについて</p> <p>移植栽培は育てた苗を田に植える従来手法で安定・高収量ですが、育苗と田植えに労力とコストがかかります。</p> <p>直播栽培は種籾を田に直接蒔く方法で、育苗・移植の行程を省略し、大幅な省力化と低コスト化を実現する大規模経営向けの技術です。</p> <p>こうした中、加工用米の契約数量は当該地域の作柄表示地帯の平均単収となっており、移植栽培では収量が平均単収を超えるため全量出荷が可能となるが、直播栽培では契約収量に満たない場合がほとんどであるため、栽培方式による契約数量の見直しを行うこと。</p>	<p>高齢化や経営規模拡大等により直播栽培も取り入れた場合においても加工用米の全量出荷を可能とするため。</p>	<p>現在、水田政策については、北海道を中心に、「水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議」を設置しております。</p> <p>従いまして、農業会議の要望書ではなく、連絡会議の要望書の中で検討していきます。</p>	<p>○</p> <p>2</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>促進計画に基づく農地売買等事業における手数料について</p> <p>令和7年度から始まった促進計画に基づく農地売買等事業における手数料について、以前の集積計画時に比べて手数料が高くなったと農業者から意見が出ているため、制度を含めた手続きや手数料の見直しを要望するもの。</p>	<p>農地の所有権移転については、集積事業の時と内容は変わらないのに農地面積が大きいほど高額になる、売り手2%+消費税、買い手1%+消費税については、農業者にとって大きな負担増となっている。</p> <p>そのことから農地の移動が鈍化し本来の農地を集積していく目的から遠ざかっているため。</p>	<p>農地バンクは、令和5年改正当初より、現在の手数料については、暫定の設定であり、本格稼働数年後に状況を見定めた上で、手数料を見直すことを示唆しております。</p> <p>このため、当面様子を見る必要があると考えます。</p>	<p>×</p>
<p>農地中間管理機構に対しての働きかけ等について</p> <p>農地中間管理機構の農地売買等事業（即売りタイプ）における手数料について</p> <p>農地売買等事業では、即売りタイプでも手数料が出し手2%、受け手1%の割合で発生しているが、農用地利用集積等促進計画以前はなかったものである。</p> <p>また、都府県の農地中間管理機構では手数料を徴収していないところもあるとのこと。</p> <p>以上のことから、手数料負担に対する支援や農地中間管理機構への手数料廃止に向けた働きかけを要望する。</p>	<p>農地売買等事業における手数料について即売りタイプで農地中間管理機構が間に入ってくることの必要性が理解されず、売買価格が大きくなるほど負担が増加することや手数料の妥当性も不明であるため、売買当事者や農業委員から不満の声が上がっている。</p>	<p>農地バンクは、令和5年改正当初より、現在の手数料については、暫定の設定であり、本格稼働数年後に状況を見定めた上で、手数料を見直すことを示唆しております。</p> <p>このため、当面様子を見る必要があると考えます。</p>	<p>×</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地中間管理機構に対しての働きかけ等について</p> <p>農地中間管理機構における事業年度内完了について</p> <p>権利設定が農地中間管理機構を経由することになったため、売買では農地中間管理機構の事業年度内での完了（決定公告から支払完了まで）が求められ、12月以降の案件は翌年の5月以降でないと権利設定ができない状態である。</p> <p>以上のことから、農地中間管理機構の事業年度を跨いだ処理ができるような取扱いとするよう要望する。</p>	<p>農地中間管理機構における事業年度内完了について</p> <p>農地中間管理機構の事業年度内完了の制限により、春作業が始まるまでに権利設定ができず、農業者や農業委員から不満の声が上がっている。</p>	<p>買入協議案件については、国の予算が、単年度主義であるため、どうしても、年度内完了が求められてしまいます。</p> <p>その一方で、即売り案件については、農地の購入代金については、補助事業を活用していないことから、検討する余地はあると思われます。</p> <p>このため、農林水産省経営局農地政策課と協議をすることとします。</p>	<p>○</p>
<p>農地中間管理機構に対しての働きかけ等について</p> <p>農用地利用集積等促進計画における事務処理について</p> <p>農地中間管理機構を経由することにより、以前よりも事務が煩雑化しており、対応に苦慮している。</p> <p>農地中間管理機構へ事務省力化に向けた取り組みを進めるように働きかけることを要望する。</p>	<p>農用地利用集積等促進計画における事務処理について</p> <p>農用地利用集積等促進計画による権利設定となってから、事務処理が煩雑化しており、市町村等の現場が混乱しているため。</p>	<p>令和8年度より、令和10年改正に向けた協議が本格的に開始されます。</p> <p>現在のところ、農林水産省では、事務の徹底的な軽減を行う方向で検討を開始するとしておりますので、要望書ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議をすることとします。</p>	<p>○</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業公社に係る事務関係について</p> <p>① 農地売買等事業の制度制定後、出し手2%、受け手1%の負担が生じているが、この手数料がどのような理由と根拠で負担するものなのかご教示願う。</p>	<p>① 農地の売買金額が大きくなればなるほど、出し手と受け手の負担も大きくなることから、対象者から見直しを求める声が上がっております。また、全国の各農業公社の取り組み状況や取り扱い（負担率）についても情報をお願いします。</p>	<p>手数料の根拠等については、農地バンクに対し、丁寧な説明を行うよう依頼していくこととします。</p> <p>なお、今回の改正により、800万円控除部分については、新たに手数料が求められるようになりましたが、買入協議が必要となる1500万円控除案件については、従来と取扱いがかわっておりませんので、変更になった部分と従来のままの部分について区分けをして考え方を整理していただくことが必要であると考えます。</p>	<p>△</p>
<p>農業公社に係る事務関係について</p> <p>② 農地中間管理事業と農地売買等事業に係る書類の簡素化をお願いしたい。</p>	<p>② 農業公社を介することにより書類の数が多くなりました。対象者に何度も足を運んでもらうのは申し訳ないため、極力印鑑、署名を必要とする書類は事前協議の際にもらうようにしています。高齢者や町外（遠方）の方は身体的にもご負担が大きいことから、一度に終わらすように心掛けています。</p> <p>これに関連して中間管理事業の提出書類では、システムから請求書を作成後、入力作業を行ってから委任状を作成しなければなりません。賃貸料も一筆ごとに入力作業が必要です。事前協議が終了してから、システムに入力して書類を印刷、押印するとなると多くの時間を要し、対象者の時間を拘束することにもなっています。作業を短時間で済ますとなると、当然、間違いも懸念されます。</p>	<p>令和8年度より、令和10年改正に向けた協議が本格的に開始されます。</p> <p>現在のところ、農林水産省では、事務の徹底的な軽減を行う方向で検討を開始するとしておりますので、要望書ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議することとします。</p>	<p>○</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業公社に係る事務関係について</p> <p>③ 農業委員会を経由する書類の送付事務（農地売買等事業）の見直しをお願いしたい</p>	<p>③ 制度上、やむを得ないことは承知しますが、すべての書類を農業委員会を経由して対象者に送付したり、農業公社に送付しているため、対象者の手元に届くの到现在までと比較して多くの時間を要しています。また、確定申告書に必要な書類等についても、対象者のもとに確定申告後に送付され、経費でみれるのものもみられなくなる可能性も否定できません。農業公社から対象者に直接送付する書類を増やすなど、事務の効率化及び簡素化をお願いするものです。これに関連しまして、手数料分の確定申告に係る関係証明等が送付されたのが2月上旬でした。（領収書の日付は12月上旬）申告者がお亡くなりになった場合、4か月以内の申告(準確定申告)になるため、申告期限に間に合わなくなる可能性があります。早めの書類のやり取りをお願いするものです。</p>	<p>令和8年度より、令和10年改正に向けた協議が本格的に開始されます。</p> <p>現在のところ、農林水産省では、事務の徹底的な軽減を行う方向で検討を開始するとしておりますので、要望書ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議することとします。</p>	<p>○</p>
<p>農業公社に係る事務関係について</p> <p>④ 農地売買事業に係る事業年度の対応の見直しをお願いしたい。</p>	<p>④ 公告終了後、土地代金の支払時期が年度をまたいでしまう場合があります。</p> <p>多くの場合、対象者の資金の借入れ時期や経営状況によって、年度をまたぐことがケースが発生すると思われます。事業年度の考え方を柔軟に対応していただけると、書類の流れがスムーズに行われ、対象者の利便性向上につながることを期待するものです。</p>	<p>買入協議案件については、国の予算が、単年度主義であるため、どうしても、年度内完了が求められてしまいます。</p> <p>その一方で、即売り案件については、農地の購入代金については、補助事業を活用していないことから、検討する余地はあると思われます。</p> <p>このため、農林水産省経営局農地政策課と協議をすることとします。</p>	<p>○</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業公社に係る事務関係について</p> <p>⑤ 農業公社の支払いスケジュールがなかなか出てこない。</p>	<p>⑤この時期になっても支払いスケジュールが示されないことに日程を組めず、出し手も受け手も不安を感じているようです。</p>	<p>農地バンクに対し、このような意見がある旨を伝えた上で、対応を検討してもらうようにお願いします。</p>	<p>×</p>
<p>農業公社に係る事務関係について</p> <p>⑥ 制度改正後、一年が経過しようとしており、改正部分を含めて年1回程度、研修会、説明会を実施して欲しい。</p>	<p>⑥ 制度改正に伴い、年度途中に変更点が多々発生したことはやむを得ないと感じています。1年間の中で出てきた問題・課題を一旦整理して、事務局職員に伝える研修会や説明会等の機会を持っていただくとより理解が深まります。</p> <p>【全体を通して】 我々行政職員は法律や規則に従い、事務を遂行する職責があり、やむを得ないと判断しております。しかし、一番意向を尊重しなければならない農業者の皆様及びその関係者に不利益が生じているのであれば、どうか改善に向けた検討をお願いしたく記載させていただきました。</p>	<p>農地バンクに対し、このような意見がある旨を伝えた上で、対応を検討してもらうようにお願いします。</p>	<p>×</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>加工用米における栽培方式別契約キ口数の見直しについて</p> <p>移植栽培は育てた苗を田に植える従来手法で安定・高収量ですが、育苗と田植えに労力とコストがかかります。直播栽培は種籾を田に直接撒く方法で、育苗・移植の工程を省略し、大幅な省力化と低コスト化を実現する大規模経営向けの技術です。</p> <p>こうした中、加工用米の契約数量は当該地域の作柄表示地帯の平均単収となっており、移植栽培では収量が平均単収を超えるため全量出荷が可能となるが、直播栽培では契約収量に満たない場合がほとんどであるため、栽培方式による契約数量の見直しを行うこと。又は、基準単収の設定の際に用いられる「ふるい目幅」を現行の1.70 以上から、作況単収指数の算出時に用いられるようになった1.90 以上へ転換する是正を要望します。</p>	<p>高齢化や経営規模拡大等により直播栽培も取り入れた場合においても加工用米の全量出荷を可能とするため</p>	<p>現在、水田政策については、北海道を中心に、「水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議」を設置しております。</p> <p>従いまして、農業会議の要望書ではなく、連絡会議の要望書の中で検討していきます。</p>	<p>○</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地中間管理事業及び農地売買等事業のスケジュールについて</p> <p>令和7年度以前は、公社事業を除く農用地の売買及び賃貸借・使用貸借については、農用地利用集積計画により1年間を通じて審議し、決定・告示することができたが、令和7年度以降、地域計画を策定した市町村においては、公社を通じて実施することとされ、農用地利用集積等促進計画を策定・告示し実施している。</p> <p>公社が実施する事業については、1事業を年度内（4月～3月）に完了する必要があることから実施時期が限られ、また、貸付タイプについても、相当の期間が必要なことから事業実施については柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>また、手数料についても、受け手と出し手の双方が一定の負担が生じているため、手数料の負担割合について見直しや即売りタイプの手数料の廃止など検討するようお願いしたい。</p>	<p>離農や経営難など、早期に対応しなければならない案件が発生した場合についても、年度内に支払いが完了しないといけないなどの制約があり、スムーズな農用地の集積が出来ない場合がある。</p> <p>年度末であっても、総会で審議し決定・告示されている案件については、売買等の対応をお願いしたい。</p> <p>また、手数料については令和6年度までの相対での売買の場合は、手数料等がなかったことから即売りタイプについては、受け手や出し手の負担を軽減するためにも廃止を求めるものであります。</p>	<p>令和8年度より、令和10年改正に向けた協議が本格的に開始されます。</p> <p>現在のところ、農林水産省では、事務の徹底的な軽減を行う方向で検討を開始するとしておりますので、要望書ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議することとします。</p>	<p>○</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>促進計画に基づく農地売買等事業における手数料について</p> <p>令和6年4月以降、農地売買等事業において、即売りタイプが創設され、農業公社が促進計画に基づき、農業公社が買入または売渡の際に、手数料が買入価格の2%、売渡価格の1%が発生している。従前の利用集積計画では手数料がなかったことや、農業者は生産資材や燃油価格等の影響を受けている状況でもあることから、手数料の軽減措置をお願いする。</p>	<p>夕張市における即売タイプ案件は、出し手・受け手に制度説明し、理解を得ながら進めており、年、数件程度で、他地域と比べれば小規模である状況。</p> <p>今後も、案件ごとに出し手・受け手に制度説明し、理解を得るよう進めていくこととしているが、物価高騰等による農業経営の状況も勘案し、農家負担の軽減となる措置をお願いしたいため。</p>	<p>農地バンクは、令和5年改正当初より、現在の手数料については、暫定の設定であり、本格稼働数年後に状況を見定めた上で、手数料を見直すことを示唆しております。</p> <p>このため、当面様子を見る必要があると考えます。</p>	<p>×</p>
<p>農地中間管理機構事業における農地売買等事業（即売りタイプ）の手続きの簡略化・迅速化について</p> <p>令和6年度まで行っていた農業経営基盤強化促進法による売買は、あっせん調整後に直近の農業委員会総会審議。そして、翌年度に土地代金の支払い実行、所有権移転登記という流れが一般的であった。</p> <p>農地中間管理機構である北海道農業公社が行う、農地中間管理事業の推進に関する法律での売買は、あっせん調整後の農業委員会総会審議、土地代金支払いまで単年度内の完結が原則とされている。</p> <p>これは、従前から行っていた売買と比較すると事務処理をするうえで北海道農業公社の締め切りの関係で時間的に余裕がなく、さらに事務の煩雑さと作成書類も増量しており、事務局の負担は相当なものになっている。</p> <p>補助金の兼ね合いも重々承知しているが、年度内完了について地域の実情、負担を加味したうえで柔軟な対応を要望する。</p>	<p>本町における受け手の農地購入時の資金は、借入資金が多く、あっせん調整を実施し、農業委員会総会審議後の翌年度の9月頃の資金実行が多数を占めていた。このことから、農地中間管理事業の推進に関する法律での売買は、単年度完了が原則となっているため、農業委員会総会審議が4月に集中し、受け手の農繁期と重なり締め切り期日の書類提出ができなことを危惧している。</p> <p>さらに、4月は年度初めでもあり、業務量はさらに増加している。</p> <p>単年度完了を優先せざるを得ないため、あっせん調整が早期に完了しても、農業委員会総会に諮ることができず、各種手続きが先送りとなり長期化になっている。これは、出し手・受け手・農業委員会等関係機関の負担や懸念が増えている。</p>	<p>令和8年度より、令和10年改正に向けた協議が本格的に開始されます。</p> <p>現在のところ、農林水産省では、事務の徹底的な軽減を行う方向で検討を開始するとしておりますので、要望書ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議することとします。</p>	<p>○</p> <p>10</p>

【空知】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>中山間地域等直接支払制度</p> <p>中山間地域等直接支払交付金に係る所得制限の撤廃を要望する。</p>	<p>担い手の減少により個々の経営面積が増加している中、現制度では取り組み者に対して所得制限が設けられており、制限額を超える生産者は交付金の対象外となることから、生産者の営農意欲が削がれ、中山間地（条件不利地）を耕作する生産者がさらに減少していくことが危惧されるため、農業所得によらず多くの生産者が中山間地の耕作に取り組めるよう要望するもの。</p>	<p>水田政策の見直しに伴い、中山間・多面の直接支払い制度も見直される方向となっております。</p> <p>現時点では、水田政策の見直しの方向性や予算の目安が確定後の検討となると見ております。</p> <p>このため、現行制度とは全く異なる制度となる可能性もありますので、水田政策の見直しの方向性が出てからの対応が必要になると考えます。</p>	<p>△</p>
<p>国による農地中間管理機構及び市町村への支援拡充</p> <p>国費による農地中間管理機構及び地方農業委員会に対する事務費等の補助・支援制度の拡充を要望する。</p>	<p>令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法施行により、令和7年4月以降の農地の権利設定・移転は原則農地中間管理機構を通す方式へ一本化されたところであるが、法改正のみが先行しており、事務を担う都道府県の農地中間管理機構、市町村農業委員会の体制が整っていない。</p> <p>特に、権利設定が原則機構経由となったことで事務が煩雑化しており、中間管理機構・農業委員会それぞれ事業量が増える中、組織の体制強化・人員配置等に対する適切な予算措置がなされていないことで、現場では混乱が起きている。</p> <p>このような状況から、一部の中間管理機構では事務費の増加分を賄う財源として手数料制度を導入しているが、手数料については権利移転の当事者が負担することになるため、当事者や調整にあたる地元農業委員等をはじめ、関係機関・団体からも強い不満を持たれている状況にある。</p> <p>国においては、上記に示したような現場における事務量の増大、事務の煩雑化等の実態を十分に踏まえていただき、また、農地の権利移転に際して当事者に不利益が生じないよう、都道府県中間管理機構や地元農業委員会に対し、組織の体制構築のための予算を十分に確保し、支援の拡充に努めていただくよう要望するもの。</p>	<p>令和8年度より、令和10年改正に向けた協議が本格的に開始されます。</p> <p>現在のところ、農林水産省では、事務の徹底的な軽減を行う方向で検討を開始するとしておりますので、要望書ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議することとします。</p>	<p>○</p>

【石狩】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>スマート農業のための環境整備</p> <p>スマート農業の効果を高めるため、圃場の大区画化や排水整備などに取り組む地元の負担軽減を図ることで、基盤整備を促進すること。</p>	<p>基盤整備は長期間にわたり、莫大な費用が発生するため、地元の負担軽減を図ることが生産性向上による農業経営の安定化と、持続可能な農村環境づくりに必要であるため。</p>	<p>大区画化等加速化支援事業として令和8年度予算から措置されております。また、農業者1人からでも活用が可能とされております。</p>	<p>×</p>
<p>適正価格の構築</p> <p>農業者と消費者の双方にとって適正かつ安定した米の価格を構築すること。</p>	<p>消費者が手に取りやすく、農業者が安心して米づくりに取り組むことができる適正価格の構築が必要であるため。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>人口減少下におけるスマート農業の導入支援</p> <p>スマート農業の導入に取り組む自治体への支援を拡充すること。</p>	<p>地域の実情に応じたスマート農業機械の導入を促進するには、財政的な支援が必要であるため。</p>	<p>スマート農業技術活用促進集中支援プログラムとして、令和8年度当初予算・令和7年度補正予算で、併せて約715億円の予算が措置されております。</p>	<p>×</p>
<p>経営所得安定対策</p> <p>営農条件など、地域の実情に応じた農業者戸別所得補償を行うこと。</p>	<p>農地の区画や周辺環境などの物理的条件によって効率性や生産性が異なるため、地域の実情に応じた戸別所得補償制度が必要であるため。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築、経営所得安定対策として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>人口減少下における優良農地の確保対策の推進（新規就農対策の再構築）</p> <p>耕作放棄地を解消するため、魅力ある農業政策を推進することで、新規就農者を確保すること。また、相続放棄等による不耕作地を保全するために、地域の担い手や農業法人などが耕作しやすくするなど規制緩和を行うこと。</p>	<p>人口減少や高齢化の進行により農家戸数が減少し、耕作放棄地が増加している現状に対し、農村地域を維持するためには、人と農地の一体的な対策を講じる必要があるため。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【石狩】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>予算関係</p> <p>各自治体が裁量をもって、地域の実情に沿った農業施策に活用できる補助金制度等を構築すること。</p>	<p>経営安定対策や農業再生基盤の整備など、各地域で抱える課題が異なるため。</p>	<p>北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p>	○
<p>鳥獣被害対策の充実</p> <p>各自治体における計画的な捕獲等に対する財政支援を拡充すること。</p>	<p>有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、人的被害も発生するなど、適切な個体数管理が必要。各地域の被害状況に応じた計画的な捕獲等が行えるよう、財政的な支援が必要であるため。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	○
<p>研究機関等への支援拡充</p> <p>急激な気候変動に対応した育種（品種改良）を行う研究機関等への支援を拡充すること。</p>	<p>育種（品種改良）には長期間を要するが、環境変化が急激に進んでおり、暑さや病害虫に強い品種の早期開発が必要であるため。</p>	<p>温暖化に対応した品種の開発・普及の促進として要請項目とします。 なお、自由民主党のJファイルでは、革新的な新品種の開発・普及として公約とされております。</p>	○
<p>働き方改革の推進</p> <p>農業現場における働きやすい環境づくりのため、就労条件の改善に取り組む農業者への支援を拡充すること。</p>	<p>人材の育成や確保などにより、個人経営者本人の過重労働対策を含む、労働環境改善に取り組むことで、農作業事故を防ぎ、作業効率を高めることが、食糧自給率を高めるために必要であるため。</p>	<p>令和7年度補正予算により、雇用就農緊急対策の雇用体制強化事業において、既に予算化されております。</p>	×
<p>鳥獣被害対策の充実・強化</p> <p>・鳥獣被害対策予算の増額 ・鳥獣被害対策の市の枠を超えた都道府県や国単位の広域的な取組</p>	<p>・エゾシカやヒグマによる農作物への食害・踏み荒らし等による農業被害が増加 ・本道において、エゾシカやアライグマは増加の一途であり、今の捕獲状況では繁殖による増加を抑えきれしていない。 特に、本市としては、アライグマ対策として、計画により積極的に捕獲を推進し、箱罠により多くの捕獲を実施しているが、アライグマの生息域は市に限られるものではないことから、市町村を跨いだ都道府県や国において、広域的且つ具体的な捕獲目標を立て、積極的に駆除する必要がある。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	○

【石狩】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>【農政全般】 1. 担い手の育成・確保に必要な方向性について</p> <p>○適正価格の構築 農業者が将来にわたり安定した経営環境を確保できるよう農産物の適正価格の構築を実現すること</p>	<p>長期にわたる農業人口の減少のなか、生産現場では為替や世界情勢の影響による肥料・飼料・燃料など生産資材の高騰等を含む生産コストについて、適正に反映した価格形成が困難な状況となっており、農業経営の維持・存続が困難となっている経営体が少なくない。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>【農政全般】 1. 担い手の育成・確保に必要な方向性について</p> <p>○農業機械導入等に対する支援の拡充 経営の維持や規模拡大に伴う施設整備や機械導入に対する支援を拡充し、安定した農業経営の継続に資する施策を実現すること</p>	<p>畑作物や高収益作物の本作化においては、基盤整備・施設整備・機械導入など新たな投資を要するとともに、農地利用集積に伴う経営規模の拡大により、更なる高規格・高性能な機械の導入が必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、合理的で生産可能な農産物の価格構築を実現するための施策、地域の実情に即した事業採択基準の見直しなど、畑作物に対する交付金及び農業機械等導入支援の拡充を通して、農業者が将来にわたり安定した経営環境を確保し、農業への参入増加及び営農意欲の向上を図るよう要望するものである。</p>	<p>北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>【農政全般】 9. 鳥獣被害対策の充実について</p> <p>○鳥獣被害対策の支援 有害鳥獣による農作物への被害が多く寄せられていることから、鳥獣被害に対する支援を拡充する施策を実現すること</p>	<p>個体数増加により生息域が拡大しているエゾシカや外来種のアライグマによる畑作物、飼料用作物への被害の増大は、金額的な影響のみならず営農意欲の減少などを招き深刻な問題となっている。こうした鳥獣被害の増大・深刻化に対して、電気牧柵による侵入防止、罠、銃器による駆除、自治体・地域の枠を超えた広域的な被害対策の実施支援など、鳥獣被害防止総合対策事業の充実化と十分な予算の確保を要望するものである。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【石狩】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>【農政全般】 10. その他 ○労働力と人材の確保について 農繁期の人材不足が喫緊の課題となっていることから、地域の情勢に即した人材確保に資する施策を実現すること。</p>	<p>近年、ハローワーク等の人材派遣を通じた求人を行っても、人材を確保することが困難な状況が常態化していることに加え、長年、従事をしてきていたパートタイムも高齢化により引退される方も増加傾向にあり、労働力確保が課題となっている。</p> <p>加えて、労働力不足による高収益作物の栽培意欲の減退、品質の低下、さらには営農体系の変化に伴い、産地の偏りなどによる農作物の価格変動や供給の不安定さが課題となり、農業経営がひっ迫されることで、農業後継者や新規参入者の就農を妨げることが懸念される。</p> <p>また、令和9年度から技能実習制度から移行となる育成就労制度による外国人材の受け入れについて農業間の派遣は可能になるものの、現状は冬期間の農作業が激減する地域において、他地域への農作業派遣は調整と経費の負担等と時間と労力を要すると思われる。</p> <p>そのような状況下に農業者自身、他業種で収入を得ている現状を踏まえ、農作業が激減する期間に地域内での、他業種派遣ができる制度の確立が計画的な人材確保により安定した農業経営が可能と考えられる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、外国人材の増加に備えた支援の拡充や地域農業に即した特区の設置など、労働力不足の解消となる支援・対策を要望するものである。</p>	<p>令和7年度補正予算において、雇用就業緊急対策、雇用堆積強化事業、推進体制整備コース・産地間連携等推進コースとして既に予算化されております。</p>	<p>×</p>
			15

【石狩】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地関係（農地における譲渡所得税への対応）</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき農地を譲渡した場合の特別控除額の引き上げを行うこと。</p>	<p>農業経営者の高齢化が進み、今後、離農に伴い大規模な農地の売却希望者増加が想定される。また、相続による農地の権利分散を防止し、よりスムーズに所有権の移転による担い手への農地集積ができるよう、対策が必要である。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の地域計画の特例に基づく2,000万円の特別控除や買入れ協議に基づく1,500万円の控除が認められているが、複雑な諸条件や手続きに長期間を要することから、積極的な活用が見込めない状況にある。そのため、主となる農用地利用集積等促進計画により譲渡した場合の800万円の特別控除額の引き上げを要望する。</p>	<p>本道の農地価格は、昭和50年代に高騰し、平成元年以降下落傾向にあります。</p> <p>平成元年以降に所有権移転された農地の総量は、道内の農地面積の75%となっております。</p> <p>このため、道内の大半の農地は、購入価格>売却価格となっております。</p> <p>土地の譲渡所得の計算は、概算取得費ではなく、本来は、売却価格－購入価格で算出されるものです。</p> <p>北海道農業会議としては、大半の農地が、購入価格>売却価格となっている状況にも関わらず、概算取得費が5%しか認められていないことについて、税の公平性を欠いていると考えております。</p> <p>従いまして、農業会議としては、概算取得費の引き上げという方向で要請項目とします。</p>	<p>△</p>
<p>予算関係 5 水田政策の見直し関係</p> <p>水田の機能を守るため水田活用直接支払交付金の存続と土地改良区への支援</p>	<p>現在、農家人口は、気候変動による酷暑や災害、円安による生産資材などの生産コスト増などによる経営悪化、また高齢化などにより、年々減少しており、国産食料の生産基盤が大きく損なわれようとしている。</p> <p>食料自給率38%の日本では、食糧確保の観点から米は重要な作物である。米は、日本人の主食であり、連作障害もなく保存性も高い優れた作物で、飼料にも米粉にもなり、用途も広い。米の生産のために水田の維持は必要不可欠であり、将来の水田機能を守るために、水路や排水を維持する土地改良区への支援と水田活用直接支払交付金の存続を要望する。</p>	<p>現在、水田政策については、北海道を中心に、「水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議」を設置しております。</p> <p>従いまして、農業会議の要望書ではなく、連絡会議の要望書の中で検討していきます。</p>	<p>○</p>

【石狩】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>【その他】 1. 経営関係</p> <p>○ 農業者年金制度の充実 ・女性に対する農業者年金の適用要件の拡充</p>	<p>地域振興において、女性が積極的に地域づくりに参画することにより事業の活性化が推進していくこともあり、農業においても、男女差の無い農業者の活躍が期待されているところでもあります。</p> <p>このような状況の中でも、後継者の配偶者に特例付加年金の加入要件がないのは不平等であり、年金の加入促進にも影響のあるところでもあることから要件の緩和を要望する。</p> <p>また、政策支援加入期間のカラ期間の適用で、北海道の農業者は冬期間に出稼ぎ等に出る方が多く、社会保険に加入している期間が毎冬定期的にある方が多い、経営主本人は、政策支援加入のカラ期間が認められているので問題はないが、経営主の配偶者が健康保険の扶養になった場合は、配偶者のカラ期間が認められないことにより、新規に加入した年齢が40歳に近い場合は残りの20年要件から経営主のカラ期間分が除かれ、要件を満たすことができないケースもあり、年金加入促進にも影響のあるところでもあることから要件の緩和を要望する。</p>	<p>農業者年金制度の充実として要請項目とします。</p> <p>また、北海道農業者年金協議会において、農林水産省との意見交換を行っておりますので、その場でも対応する方向とします。</p>	<p>○</p>
<p>【農業政策関係】 5. 中長期を見通した農業政策の確立</p> <p>安定的な農業生産を確保するために次世代まで見据えた政策支援の構築</p>	<p>農家経営に大きく影響する交付金等の制度変更などを行う際は、全国一律での変更の良し悪し、各地方ごとの経営状況や将来を見据えた農業政策の構築を希望する。</p>	<p>中長期的な先の見える農政の実現として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>大間原子力発電所について</p> <p>函館市をはじめ道南地域は、建設中の大間原子力発電所から遮蔽物のない津軽海峡の対岸に位置しており、最短で23kmしか離れておらず、福島第一原発事故に見られるように万が一重大事故に至っては、農地汚染による農産物の出荷停止や作付け制限が永年にわたって続き、農業の崩壊さらには、水産業に大きな影響を受けることになる。</p> <p>よって、道南地域における農業の振興、農業者の生活や安全で安心な農作物の供給を守るため、即時に建設を無期限凍結とすることを求める。</p>	<p>平成23年3月の福島第一原発事故以降、15年が経過しようとしている。</p> <p>事故現場では、処理水対策や使用済燃料の取り出し作業など、廃炉に向けた取組を進めているが、未だ帰還困難地域が存在するなど、一度事故が起これば、周辺住民への影響は計り知れない。</p> <p>大間原子力発電所は、現状の電力需給に関係のない、新設発電所であり、また、ウラン燃料より放射線量が高く、取り扱いが難しいと言われるフルトニウムとウランの混合燃料（MOX燃料）を全炉心で使用する世界初の商業炉として、核燃料サイクルの一環と位置づけられている。しかし、高速増殖炉もんじゅは平成28年12月に廃炉が決定し、六ヶ所村の再処理工場は完成延期を繰り返す、最終処分場は未定であるなど、今後のエネルギー政策が不透明である。</p> <p>また、令和7年12月8日23時15分頃、青森県東方沖を震源とする最大震度6強（MW7.4）の強い地震が発生し、すぐに気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された。</p> <p>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震想定震源域に隣接立地する大間原子力発電所の事故の危険性は明らかである。</p> <p>さらに近年、原発のテロ対策が世界で強化されてきているが、津軽海峡は国際海峡のため、通常の領海は海岸から12海里（約22km）であるところ、3海里（約5.6km）と定めており、至近な場所を外国船が航行する中、テロへの十分な対策は難しいと考える。</p> <p>以上のような、問題、不安がある中での稼働は認められない。</p>	<p>道南の状況は理解できますが、道内では、泊原子力発電の再稼働が決定している状況にある中で、大間原子力発電所のみに対して、無期限凍結とすることを求める要請は、北海道全体の要望とすることはできません。</p>	<p style="text-align: center;">×</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地政策の充実・強化</p> <p>当面受け手のいない農地の保全管理の取り組み及び再生利用可能な荒廃農地の再生に係る取組に対する支援について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じて、補助率や対象農地等の要件の緩和や、支援の拡充を求める。</p>	<p>担い手への農地利用の集積・集約化の促進が必要な一方、当面受け手のいない農地については、その間も荒廃を続け、再生・復元が困難な状態に陥ることが避けられない状況にある。</p> <p>農地は、一度荒廃すると、すぐに再開はできず、土づくりから始めなければならず、多額の費用や労力を要することから、農地の再生利用等に対する支援の拡充が求められる。</p>	<p>遊休農地の復元をするための予算としては、農山漁村振興交付金の最適土地利用総合対策や、農地バンクを活用した遊休農地解消対策事業が措置されています。</p> <p>北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農産物価格上昇に対する消費者理解の醸成</p> <p>現在の燃油・肥料等の相次ぐ値上げが続く中、消費者にこれまでのような安価な農産物を提供することは困難であり、生産者の利益が見込める適正な価格への値上げに理解をしてもらえる機会をつくるなど、消費者への周知を図る取組をお願いしたい。</p>	<p>昨今の燃油、肥料など、農業経営に必要となる生産資材価格の高騰により農業生産にかかる費用はかつてない程に上昇している。</p> <p>その一方、スーパー等の販売側からは消費者の価格高騰に対する理解が得られないとして値上げには消極的であり、生産額の上昇分を価格に転嫁できないことから、結果的には農業者の利益が減少している現状にある。</p> <p>このまま資材価格高騰や高止まりが続くと収益の減少に耐えられず、経営破綻など、離農する農業者が増加することなどにより食料自給率の向上どころか農業自体が成り立たなくなることが懸念される。</p>	<p>消費者への理解の醸成や、適正価格の構築については、令和8年4月より施行される食料システム法（通称）により措置されており、本法律の確実な運用について現在自民党内の委員会において議論されているところです。</p> <p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農産物の輸送力の確保</p> <p>道内農産物の輸送には貨物鉄道とトラックは欠かせないものであり、輸送量、距離、時間、品質管理などを考慮し、分担・補完しあいながら最適な輸送手段を選択している。</p> <p>こうした中、首都圏と離れているなど地理的に不利な条件にある北海道においては貨物鉄道の役割は大きいことから国による貨物鉄道輸送の維持に向けた支援を求める。</p> <p>また、トラック輸送は国によるドライバーの労働環境改善の取組により輸送力が低下し、輸送コストの上昇が想定される。このコストの上昇分を農産物の販売価格に転嫁できなければ農業者が負担することになり、農家の所得が減少することが懸念されるため、高速道路利用料金への助成や軽油引取税の免税など、トラック輸送のコスト低減を図るための対策を求める。</p>	<p>貨物鉄道については、2030年度末予定の北海道新幹線札幌延伸にともない、在来線貨物の廃止が懸念されており、仮にJR北海道から経営分離される在来線を存続できなければ、輸送量やコスト面において優れた輸送機関である貨物列車による首都圏への農産物の輸送ができなくなる。</p> <p>また、トラック輸送については、働き方改革による労働時間の上限規制が令和6年4月から始まり、これによりトラック輸送費の上昇が見込まれるが、この上昇分を農産物販売価格に転嫁できなければ、農業者が負担することになり、農家所得が減少することになる。</p>	<p>農産物の輸送手段の確保として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>自然災害等による農業被害への支援について</p> <p>農地・農業施設等を良好な状態で次世代に引き継ぐために、異常気象に伴う大規模災害に備えて排水・治水事業等の防災・減災対策を推進すること。</p> <p>また、被災現場の実情を踏まえた十分な予算を確保すること。</p>	<p>近年、道南においても集中豪雨による農作物や農業施設への被害が頻発しており、農業被害への影響は年々増しているため、自然災害への備え、および被災した農地の復旧への支援を求める。</p>	<p>自然災害等による農業被害への支援として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>鳥獣被害対策の充実</p> <p>本市だけではなく、全道的にヒグマやエゾシカによる農作物の被害が拡大していることから、被害防止対策の一層の強化を図り、増加傾向にあるエゾシカに対して必要となる捕獲体制およびヒグマ出没時における緊急出動態勢など有効な対策を構築すること。</p>	<p>本市の農地はヒグマが出没しやすい中山間地域に多く、まして、近年は住宅地への出没が増えている状況を考えると、農業者への人身被害など危険度が増している。</p> <p>また、エゾシカによる農作物被害も増加しており、農業関係者や関係機関による対策も限界がきているため、早急に国による対策が求められる。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>担い手の育成確保に必要な方向性について</p> <p>農地を集約化し、次世代の担い手を育成するための十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じて、補助率の増加や対象農地等の要件の緩和や、支援の拡充を求める。</p>	<p>現在、農業者の平均年齢が高くなっており、担い手となる若者が減少し、一軒あたりの耕作面積が増える傾向にある。</p> <p>また、肥料など、農業経営に必要な生産資材価格の高騰により、農業生産にかかる費用はかつてない程に上昇している状況におかれている。</p> <p>支援拡充対策として、耕作面積の拡大に係る手続きの簡素化や大規模化することによる、スマート農業等の最新技術を推進するための支援強化、就農準備段階や就農直後の経営確立を支援する資金や雇用就農を促進するための資金の交付に加え、経営発展のための機械・施設等の補助制度を充実することで、若者が農業に魅力を感じ、積極的に参入できるような環境を整備することに対応すべき予算を要望する。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築、北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>新規就農者に対する支援の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者育成総合対策の十分な予算確保を要望する。 ・新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）の代替え事業を継続要望する。 ・新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）の補助上限額の増額及び補助対象経費の見直しを要望する。 ・新規就農者を対象とした各種支援事業における、年齢要件の上限の引き上げを要望する。 	<p>地域農業の生産維持、活性化には、担い手の力が必要であり、減少し続ける地域農業者の後継者だけでは、地域の農業生産を維持できない。</p> <p>新規就農者を地域に受け入れ、地域に定着して働いてもらうことが重要となっている。そのため、新規就農者の労働意欲の衰退を招くことのないよう長期継続的な支援を受けられる制度としていただきたい。</p> <p>また、新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業について、4月から営農を開始する方は、国からの割当内示や交付決定時期の影響により機械等の導入時期（着手日）に遅れが生じ、営農に支障があることから、引き続き補正対応による事業（初期投資促進事業）の継続を要望する。</p> <p>新規就農する際の初期投資支援はとて良い取り組みであるが、当地域は施設園芸が中心となっており、初期投資に3,000万円以上必要となってくるのが現状である。また、実際には圃場整備等で新規就農予定の前年から準備が必要となってくる。このため、現状の補助上限1,000万円（500万円）からの増額及び前年からの準備に係る経費を補助対象として認めてもらえるよう要望する。</p> <p>更に、現行の49歳以下の認定新規就農者だけではなく、50代も対象とすることにより、人生経験が豊富で慎重かつ安定的な農業経営への参入が見込まれるため、新規就農者を対象とした各種支援事業における年齢要件の上限の引き上げを要望する。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築として要請項目とします。</p> <p>なお、自由民主党総合政策集2026J-ファイルでは、新規就農に対する支援の交付額を165万円に引き上げる方向で経営体の支援等を強化するとされています。</p>	<p>○</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>水田活用の直接支払交付金の厳格化に伴う支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地化後の継続した支援を要望する。 ・面積及び数量払いの新たな作物の適用を要望する。 ・地域による新たな取り組みへの支援、販売価格の安定、機械等導入についての支援事業の創設を要望する。 	<p>今般の水田活用の直接支払交付金の見直しは、国の施策に従い、転作を積極的に取り組んでいる地域が多なる影響を受けてしまう恐れがあり、また、畑地化等が進んでしまうと離農者の加速や遊休農地等が発生してしまう可能性がある。</p> <p>地域計画等で将来の担い手を当てはめていくことになるが、交付対象から除外されてしまう農地は地域事情から誰も利用してくれないため、利用調整が難しいのが現状である。</p> <p>更には、当地域では畑作物として「大豆、小麦、そば、牧草」等に取り組んでいるが、現在は交付金が存在するため経営が成り立っているが、畑地化後に交付金の支払いがなくなれば販売単価及び面積・数量払いのみとなり、赤字となってしまう。国内生産を維持拡大していくため、水田活用支払交付金のように畑地化後における畑作物に対しての継続的な支援及び子実用とうもろこしについて、面積・数量払いを適用するよう要望する。</p> <p>今後5年～10年間を見据えて新たな作物を取り入れるための「試験」や地域農業の変革に取り組んでいき、最終的には「価格の安定」を目指すことになる。それには「機械等の導入」が必要不可欠となってくる。しかし、現状の補助事業は採択要件が厳しく、小中規模の農業者は活用することが出来ない。このため、地域による新たな「試験」事業、「販売価格の安定」に向けた支援、柔軟な「機械導入」のための支援事業の創設を要望する。</p>	<p>現在、水田政策については、北海道を中心に、「水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議」を設置しております。</p> <p>現在のところ、水田政策の見直しについては、鈴木農水相は、6月くらいに示す方向で説明しておりますが、最悪の場合、6月まで示されないと可能性が高いと見ております。</p> <p>自民党の2026J-ファイルにおいては、「水田政策の見直しの中で、中山間・多面の見直し・拡充等を図ります」とされているように、水活の予算だけでは、あらない水田政策では不足することから、中山間・多面の予算も活用する方向性となっておりますので、今回の見直しは大改正となります。</p> <p>このため、6月に示されたとしても、水田政策だけではなく、中山間・多面にも影響が出ること。6月からでは実質的に半年しか準備期間がないことから、連絡会議では、1年先送りも含めて要請をする方向で検討しております。</p> <p>従いまして、農業会議の要望書ではなく、連絡会議の要望書の中で検討していきます。</p>	<p>○</p> <p>23</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業農村整備事業の拡充と予算の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業について、引き続き農村現場の要望に応える十分な予算確保を要望する。 ・ 農地耕作条件改善事業について、引き続き農村現場の要望に応えられるよう、十分な予算確保を要望する。 	<p>農業農村整備事業は、国民の必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできないものである。</p> <p>予算が確保されなければ、必要な環境整備の長期化や中止を招き、農業・農村の更なる疲弊と共に、農業そのものが成り立たなくなるおそれがあるばかりか、食料自給率を更に低下させ、国民全体への不利益にもつながるものと危惧するものである。食料自給率の向上対策や農業・農村振興は、戸別の営農支援だけでは展望が開けるものではなく、農業生産基盤や農村環境整備などと連携しながら取り組むべきであると考えます。</p>	<p>基盤整備事業関係として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農業経営に対する支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営所得安定対策の十分な予算確保を要望する。 ・ 農業用機械等導入への支援事業について、十分な予算確保を要望する。 ・ 農業用機械等導入への支援事業について、採択基準を見直し、担い手が活用しやすい内容にすることを要望する。 ・ ビニールハウス等の施設整備への支援の充実を要望する 	<p>農業の担い手が意欲と希望を失わず、力強い北海道農業を次世代に確実に引き継いでいくためには、農業経営の体質強化と経営安定対策の充実の構築が不可欠であると考えます。</p> <p>経営所得安定対策においては、意欲ある農業者が将来にわたって安心して農業経営に取り組むことができるよう、生産現場の声や地域の実情を踏まえ、すべての農業者が対象となるよう支援範囲を拡充するとともに、事業が安定的かつ継続的なものとなるよう働きかけていきたい。</p> <p>農業用機械導入やビニールハウス等の施設整備への支援については、「水田活用の直接支払交付金の厳格化に伴う支援について」の要望項目でも記載しているが、燃料・肥料・資材等の高騰により農業者が規模拡大等を図り所得を増額するのが難しい現状である。このため採択基準の見直しや幅広い方への支援となるように要件等の緩和を要望したい。</p> <p>また、継続的に地域で生産している作物について、生産品目毎に生産額の順位付けを行い、地域に必要な資材・原料等を明確化し、本当に必要なものを地域への確に支援ができるような制度の構築を要望する。</p>	<p>経営所得安定対策関係、北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地中間管理事業に対する支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の予算の確保を要望する。 ・農地売買等事業の予算の確保を要望する。 	<p>北海道における農地中間管理事業については、令和6年4月から道の予算により、農地中間管理事業（賃借）の手数料は「負担なし」となっている。引き続き、出し手・受け手ともに手数料は「負担なし」を維持するために継続的な予算確保を要望する。</p> <p>また、農地売買等事業（売買）についても、出し手・受け手に対して手数料負担が生じないよう、必要な予算の確保又は制度改正を強く要望する。</p> <p>現在、農地バンク事業の活用が進められているが、すでに農地の集積率が高い地域においては、制度改正がかえって足かせとなり、手数料等を要因として集積率が低下するおそれがある。こうした事態を招くことのないよう、地域の実情を踏まえた柔軟な制度設計を求める。</p>	<p>農地中間管理事業の予算の確保として要望項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>未相続農地解消に対する支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未相続農地を一定条件下で第三者が利用・取得できる仕組みの整備を要望する。 ・相続手続きに関する相談・支援体制の強化を要望する。 ・農地中間管理機構等を通じた柔軟な暫定利用制度の拡充を要望する。 	<p>全国各地において未相続のままにされている農地が多数存在しており、相続手続きが完了していないことを理由に売買や賃貸が進まず、実質的に利用されない状況が懸念されている。</p> <p>一方で、新規就農者や就農希望者の中には、営農意欲や計画があるにもかかわらず、取得可能な農地が見つからず断念せざるを得ない事例も少なくない状況にある。「耕作できる農地があるのに、必要とする人が取得できない」という状況は、農地の有効利用及び農業振興の観点からも大きな問題であるとする。耕作放棄地の増加に関連し地域農業の担い手不足が深刻化すると想定される。</p> <p>農地は国民共有の貴重な資源であり、次世代へ引き継ぐべき重要な基盤であることから、未相続という制度上の課題によって、その活用が妨げられている現状を解決するための支援について要望する。</p>	<p>未相続農地であっても、相続人が判明している場合は、農地法の遊休農地に関する措置、相続人が判明していない場合は、所有者不明農地として農地バンクを通じた利用権の設定が可能となっております。</p> <p>また、相続手続きにおいては、法務局において、既に、相談窓口が設けられております。</p>	<p>×</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>担い手・新規就農者に対する支援強化</p> <p>1 新規就農者に対する受け入れ対策・技術習得・資金の支援強化</p> <p>2 農業経営を安定させるためのスマート農業導入のための支援</p>	<p>人口減に歯止めがきかない中、担い手不足は深刻な問題である。</p> <p>新規就農者を確実に受け入れるためには、技術習得、資金、農地確保などさまざまな課題があり、新規就農者が安定した農業経営を続けられる環境を整えるため総合的な支援強化が必要です。</p> <p>また、将来的にスマート農業を導入することで、労働時間の短縮や、人手不足の解消につながっていくと思われます。</p> <p>スマート農業を導入するには、高額な初期投資が必要です。導入後も技術サポートやデータを活用して営農改善に結びつけるための支援が不可欠です。そのため、コスト面での支援や技術習得を目的とした研修会の拡充、デジタル基盤整備に向けた支援が必要と考えます。</p> <p>親元就農や小規模農業者へも同様の支援を要望する。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築、農家後継の確保対策の構築として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>市街化区域内に存する農家住宅用の緩和について</p> <p>空き家となった農家住宅について、農業従事者（従業員とパート従業員並びに外国人技能実習生等の宿舍）に活動できるように、都市計画法の緩和を求める。</p>	<p>農業従事者の減少に伴い、労働者として外国人技能実習生の雇用が大幅に増加している。技能実習生等を受け入れるためには、宿舍の確保が必要となり、現在は市街化区域内のアパート等を使用している。しかし、農業者のほとんどは市街化調整区域内で営農を行っているため、近隣に離農等により空き家となった農家住宅があっても用途変更ができないため、活用できない。</p> <p>農業者からも近隣に従業員等の宿舍があれば、通勤や送迎等が少なくなるため活用したい、との相談がある。</p> <p>空き家となった市街化調整区域内の農家住宅について宿舍や寮として活用できるように、都市計画法の緩和を要望する。</p>	<p>事情は理解できますが、札幌近郊などにおいて、同様の措置とした場合の影響等を考えるとストレートに要請はできないかと考えます。</p> <p>空き家対策の一環として、市街化調整区域の古民家等を観光振興や移住・定住促進に活用できるよう開発許可制度の運用が弾力化されています。</p> <p>既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等への用途変更は認められておりますので、従業員等が、既存集落へ定住することにより、既存集落の維持を図るとして対応することはできないでしょうか？</p>	<p>△</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>中間管理事業制度の見直しについて</p> <p>従前の経営基盤強化促進法に基づく農地契約に戻すか、それに近い形での運用への変更</p>	<p>制度導入前の説明会において、当時の経営基盤強化促進法に基づく契約業務とほとんど変わらないと説明されたが、令和7年4月1日より実務が始まると、当初説明のなかった事務や作業が大量に発生するとともに、中間管理事業者として公社が挟まることで契約の公告、売買登記等は従前より2か月以上時間がかかって通知が行われている有様である。</p> <p>また、相続が行われていない土地の貸し借りにおいて、関係者からの同意をとることになっているが、そもそも相続が行われていないのは何らかの問題があって進んでいない物件であるが、固定資産税の支払は相続人代表を設定して対応しており、その相続人代表と耕作者が契約を行うことで貸借が行われていたものが、同意をもらえないことで中間管理事業に乗ることができず、賃貸借においては行政書士を使って3条契約を結ぶケースが多々あるが、使用貸借では行政書士へ頼む料金が無駄だからと契約を行わずに闇耕作化していると思われるケースや、現在北海道では貸借において手数料をとっていないが、手数料がかかるようなら貸借をやめるという耕作者もおり遊休農地化が懸念されるなど、本制度が足を引っ張り、農地法の趣旨に逆行するような事態の枚挙にいとまがない状態で、土地所有者、耕作者両方より従前のままでよかったと嘆息される有様でもあることから、思い切って従来の経営基盤強化促進法に基づく契約方法に戻すか、集積率が高い市町村においては従来の経営基盤強化促進法で契約できるよう、制度の見直しを要望する。</p> <p>また、制度設計を見直す際には農業委員会の実態をよく調べ、現実に合わせて足を引っ張るようなものを作らないよう、よくよく吟味してもらいたい。</p>	<p>令和8年度から、令和10年改正に向けて法改正の検討が開始されます。</p> <p>スケジュール的には、令和8年度に法改正の検討、令和9年度に国会に改正法案の提出、令和10年度から施行という流れの予定となっております。</p> <p>本道選出の国会議員要請という形ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議する方向とします。</p>	<p>×</p> <p>27</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地利用最適化交付金の積算について</p> <p>農地利用最適化交付金の積算における実績割の見直し</p>	<p>農業委員の活動内容が、かつての総会中心から地域の集積活動や遊休農地防止活動など、農家としての日常業務に影響を及ぼすほどに拡大しているが、活動実績割を交付されるために報酬条例を改正することが求められている。</p> <p>特別委員の報酬は条例に基づき支払われるが、特別委員全体でバランスをとって支払われており、農業委員のみ改正することは実質的に不可能であり、そのためどれほど活動を行っても交付されない状態が続いていることからこれを見直し、活動実績報告書の活動日数を基に支払われるよう制度の見直しを要望する。</p>	<p>報酬条例の改正については、現時点において、求められてはおりますが、報酬条例の改正をしなければ、交付金の活用ができないとまではされておりません。</p> <p>北海道・農林水産省・農業会議で引き続き協議を継続していきます。</p>	<p>×</p>
<p>大間原子力発電所の建設凍結について</p> <p>現在、建設が進められている大間原子力発電所の建設の凍結を求めます。</p>	<p>原子力発電所で大事故が起きると周辺の人々が突然に家を追われ、地域社会が丸ごと消滅することを、1979年スリーマイル島原発事故【アメリカ合衆国】、1986年のチェルノブイリ原発爆発事故【ウクライナ共和国】により実証されている。</p> <p>例に漏れず、福島原子力発電所の事故も13年が経過し、現在においても、放射能汚染は完全に除染されず、原子炉の廃炉までは、最低でもまだ50年を要する状況です。</p> <p>平成24年10月に建設を再開した大間原発は、フルトニウムとウランの混合酸化物〔MOX〕燃料を全炉心に装荷する世界初の原発です。</p> <p>原子炉の取り扱いとは通常より危険が極めて高く、難しいとされ、事故が起きて放射性物質が漏れるとその被害は福島原発事故の比でないことは明らかです。また、建設地は津軽海峡〔公海〕に面しており、令和3年10月18日に中朝両国の海軍艦艇が同海峡を通過して太平洋に出た報道があったとおり、領海侵入なしに接近が可能で容易に他国からの武力攻撃及びテロリズムの対象物になることは明らかで、これらに起因する原子力災害も想定されます。このことから、一度事故を起こすと現在の人間の英知においてもコントロール不能となる原子力発電所の設置の凍結を引き続き求めるものであります。</p>	<p>道南の状況は理解できますが、道内では、泊原子力発電の再稼働が決定している状況にある中で、大間原子力発電所のみに対して、無期限凍結とすることを求める要請は、北海道全体の要望とすることはできません。</p>	<p>×</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>担い手等（新規就農希望者）対策の強化について</p> <p>国及び都道府県による新規就農希望者等の宿泊研修施設の整備</p>	<p>日本の農家数は戦後減少を続け、1960年に約1254万人いた農業就業人口は、2020年の農林業センサスでは、約163万人まで激減した。農家人口の平均年齢が63歳で、65歳以上の割合が約61%を占めるまで高齢化しています。</p> <p>また、2025年農林業センサスの数値がまだ確定していないものの、概数値で農業従事者数が減少しており、多くの農村で後継ぎや担い手が減少している状況です。</p> <p>担い手対策については、大学、専門学校卒業後の就農や両親が高齢になったことを契機としたUターン就農については、ある程度実績がある状況ですが、新規就農希望者の受入体制は整っておらず、その環境整備や対策が重要になっています。後継者不在の高齢農業者が何とか農業を経営していくことのできる80歳までを目途として、新規就農希望者とマッチングさせることが出来れば、後継者不在の高齢農業者・新規就農希望者双方にメリットがあると考えられます。したがって、宿泊研修施設を整備することで、後継者不在の高齢となった農業者の元で新規就農希望者が研修することが可能となり、後継者不在の高齢となった農業者がこれまで培ってきた技術や経験を新規就農希望者へ継承することができ、新規就農希望者が地域に定着することで、地域の人口減解消及び優良農地の維持継続が図られ、しいては、国内の食料自給率の維持・安定及び向上に繋がることが期待されるからです。</p>	<p>令和7年度補正予算において、農業研修教育環境整備の支援が構築されております。</p>	<p>×</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業・農村活性化対策について</p> <p>「地域を支える多様な農業経営体の重要性」に併せた長期的・総合的視点から、多様な農業経営の重要性をしっかりと位置づけ、着実な食料自給率向上政策の強化を求める。</p>	<p>国内農業を、先端IT技術を活用したスマート農業を対象とする、規模拡大で生産基盤を維持する政策では、生産基盤の弱体化に歯止めが掛からず、あらゆる生産基盤の維持・強化により農業や有機農業のすそ野を広げ、食糧安全保障を確立することが喫緊の課題である。</p> <p>大規模経営や企業的経営だけでは農業は守れない。担い手に農地を集約する産業政策だけでなく、兼業を含め家族農業や中小農家、中山間地域など条件的に不利な地域も農業と地域の担い手として役割を発揮させることにより、農村の持続と活性化、自然資源の管理、遊休農地の解消へ繋げ、多様な農業の形成により生産基盤の強化を図り、更なる「地域力」を高め、日本農業全体の生産力を強化して、自給率を高める施策の更なる検討により、食料自給におけるリスク管理を強化することが急務と考える。</p>	<p>人口減少下における担い手の育成・確保として、地方創生を含めた形で要請します。</p>	<p>○</p>
<p>農地中間管理事業に対する予算確保について</p> <p>・農地中間管理事業の予算の確保</p>	<p>関係法令の改正に伴い、令和6年4月以降、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を策定した市町村における農地の売買・貸借は、原則として農地中間管理機構を経由しての売買・貸借に変わりました。</p> <p>これまで、農地中間管理機構を経由せずに行われてきた（農業委員会での）売買では出し手、受け手の手数料が発生しておりませんでした。農地中間管理機構を経由しての売買時に、出し手及び受け手の手数料が発生していることから、物価高騰など農業経営にも厳しい状況も踏まえ、手数料の負担が無いよう、農地中間管理事業への予算確保を要望します。</p>	<p>農地中間管理事業の予算の確保として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>「地域農業構造転換支援対策」及び「農地利用効率化支援事業」等の事業に係る配分基準と成果目標の緩和・拡充について</p> <p>事業採択に関する判断を行う際の配分基準において、合計ポイントが高い事業要望者から採択されていることから、事業要望者は要望しているにもかかわらず、配分基準でのポイント配点が難しく合計ポイントが低いため、事業が採択されない状況である。</p> <p>また、成果目標も高い水準にあるため、事業を要望したいと考えているものの、実際には苦慮している状況である。</p>	<p>地域の農地を持続可能なものとするためには、大規模な経営面積の拡大を希望する農業者だけでなく、地域特有の実情に応じた小規模な経営面積の拡大や現状維持も不可欠である。</p> <p>したがって、地域特有の事情に対応しつつ地域農業を支えるため、小規模な経営面積の拡大などにも十分配慮した配分基準（事業採択基準）及び成果目標の緩和・拡充について要望するものであります。</p>	<p>北海道の経営規模にあった補助事業の構築として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【渡島】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>水田政策の抜本の見直しに関する飼料作物への支援</p> <p>水田政策の抜本の見直しに関して、畑地（飼料作物）への支援制度を求めます。</p>	<p>水田政策の抜本の見直しが検討されているところですが、飼料作物においてはその採算性が低いことから支援がない場合は、多くの農家が厳しい営農状況に直面し、耕作が放棄される恐れもあります。</p> <p>飼料作物の耕作放棄がされた場合、その性質上大規模な面積で作付けされることから、遊休農地が広範囲となり、地域の農地保全が困難となるおそれがあります。</p> <p>さらに、地域で生産された飼料作物は、地域の酪農・畜産農家へ供給されていることから地域の酪農・畜産業への影響も多大であります。</p> <p>そのため、水田政策の抜本の見直しに関しましては、水田・畑を問わず、飼料作物作付けの支援を求めるものです。</p> <p>特に、飼料用米やWCSについては、抜本の見直しにより要件等が変更された場合、農家側の事務的負担の増大が懸念されることから、支援を受ける側の過度な負担とならない制度設計について、併せて要望します。</p>	<p>令和7年2月に公表された水田政策の見直しや、自民党のJファイル2026では、麦・大豆・飼料作物について生産性向上の取り組みを行うことを条件に支援するとされております。</p> <p>現在、水田政策については、北海道を中心に、「水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議」を設置しております。</p> <p>従いまして、農業会議の要望書ではなく、連絡会議の要望書の中で検討していきます。</p>	<p>○</p>
<p>消費税減税に伴う簡易課税制度の見直し</p> <p>食料品に係る消費税の減税が政府内で検討されていますが、仮に非課税措置が講じられた場合、簡易課税制度を適用している経営体においては、仕入れ税額控除が実質的に受けられなくなるおそれがあります。</p> <p>よって、消費税減税の実施にあたっては、簡易課税制度の見直しを求めます。</p>	<p>簡易課税制度は、仕入税額控除を算定するにあたり、売上に係る消費税額を基礎として、事業区分ごとに定められたみなし仕入率を乗じて算出する仕組みです。</p> <p>そのため、食料品が非課税となった場合、仕入税額控除を受けられなくなるおそれがあります。</p> <p>当町においては、簡易課税制度により申告している経営体が多く、消費税減税によりかえって経費負担が増加することが懸念されま</p> <p>す。</p> <p>よって、消費税減税の実施にあたっては、みなし仕入率の見直しや、適用に係る2年間の継続義務の見直し等を行い、制度変更により農業者負担が増大することのない制度設計を求めます。</p>	<p>物価高対策に伴う措置についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【檜山】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>持続可能な農業経営について</p> <p>人口減少・高齢化に対応できる補助事業の拡充をお願いします。</p>	<p>令和7年12月に地域農業構造転換支援事業により、農業用機械・施設への支援が案内されましたが、経営面積の3割又は4ha以上の拡大や労働生産性3%以上の向上等の成果目標が求められました。高齢者や家族経営が主体の自治体においてはハードルが高く、利用することができない農家が大半を占めます。機械が更新できないことで離農する農家も今後増えていくことが予想されますので、10年後も農業を継続できるよう、補助事業の拡充をお願いします。</p>	<p>北海道の経営規模にあった補助事業の構築として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>鳥獣被害対策について</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金の拡充をお願いします。</p>	<p>檜山管内の各町においては、令和7年度のヒグマ・エソシカの駆除頭数がともに100頭を優に超える状況があり、加えてアライグマによる農作物被害も確認されております。</p> <p>駆除により個体数を減少させることが一番の被害防止と考えるため、農業者自らの捕獲体制を強化するため、捕獲用箱わなに対する支援の充実をお願いします。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【檜山】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業基盤整備事業の促進について</p> <p>計画的な事業の推進と受益者負担軽減の拡充、地域の要望に応じた事業推進のための十分な予算の確保をお願いします。</p>	<p>地域では高齢化が進み、数少ない担い手がリタイアする農業者の農地を引き受けていく状況にあります。基盤整備がされていない農地は収量が安定せず、敬遠される状況があり、このままいくと急激に耕作放棄地が増えていく将来が心配されます。</p> <p>基盤整備事業の推進にあたっては農業経営を圧迫することの無い受益者負担となるよう制度設計をお願いします。</p>	<p>持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農地の集積・集約化の促進について</p> <p>農地の分散錯綜の解消のため、地域内の担い手に集積だけでなく集約化する場合や、地域間相互の担い手が、互いの経営地を交換するなどして集約化を図る場合、農地の集積・集約化に応じた農家支援を検討していただきたい。</p>	<p>将来の地域農業の担い手が減少するなか、担い手への農地の集積は一定程度進んでおりますが、担い手の経営地は、町内全域や町外にも広がっている状況にあり、効率的な農作業や生産コストの低減において支障となっており、地域計画に基づく農地の集積に加え、農地の集約化についても一層推進する必要があるため。</p>	<p>令和8年度予算より農地集約化促進事業が構築されます。</p>	<p>×</p>
<p>農地中間管理機構を通じた農地の売買における費用負担の無償化</p> <p>農地中間管理機構による農地の売買の際、農地の出し手と受け手の費用負担の無償化を検討していただきたい。</p>	<p>令和7年度より農地の権利設定が農地中間管理機構を通じた農用地利用集積等促進計画に一本化されたが、売買の場合、農地の出し手と受け手の双方で手数料を負担することとなった。</p> <p>従前の農用地利用集積計画では、手数料等の負担がなく権利設定が可能であったが、新たな促進計画では負担が発生することとなり、今後の担い手への農地の集積にも支障をきたすと懸念されるため。</p> <p>農地中間管理機構事業は、国の施策であり農地バンクの運営に必要な経費については、国において運営支援を行っていただきたい。</p>	<p>農地中間管理事業の予算の確保として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【上川】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>食料品に対する消費税ゼロに対する第一次生産者への補助等について</p> <p>食料品に対する消費税をゼロにした場合、農業者や漁業者は、食料品では無いものを購入し、食料品を生産することから、実質的な負担が増となるため、政策支援・補助等を考えていただきたい。</p>	<p>現在、国内における食料品の消費税について多くの議論が交わされています。特に、第一次生産者である農業者や漁業者にとって、消費税の取り扱いは重要な問題です。彼らは、自らの生計を支えるために食料品を生産し、その過程で消費税を納める一方で、食料品には消費税を徴収することがありません。このため、彼らにとっては実質的な増税とも言える現象が生じています。</p> <p>農業者や漁業者は、日々必要な資材や設備を購入する際に消費税を支払っていますが、自身が生産した食料品に対しては消費税を徴収しないため、利益が圧迫されているのです。これにより、資材購入にかかる消費税は、実質的に彼らの経済的負担となり、一方で販売時の収入は減少するのです。この状態が続けば、農業や漁業の経営がますます厳しくなり、ひいては地域社会や国全体の食料供給にも影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>このような状況を改善するためには、政府や関連機関が積極的な対策を講じる必要があります。具体的には、消費税のゼロ税率を実施することで、農業者や漁業者の負担を軽減する効果が期待されます。しかし、消費税をゼロにするだけでは不十分です。生産者が購入する資材や設備に関連する補助金の拡充や、経済的支援策を整備することも重要です。</p> <p>補助金や経済的支援によって、農業者や漁業者がより自由に生産活動を行える環境を整えることができれば、彼らの経済的安定性が向上し、持続可能な農業や漁業の発展が促進されると考えられますので、政策支援・補助等を要望いたします。</p>	<p>物価高対策に伴う措置についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【上川】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>北海道農業公社の特例事業に係る手数料の減額について</p> <p>北海道農業公社の特例事業に係る手数料の導入時の説明と、実際に導入後の作業量の乖離から、現在の手数料率の減額について要望します。</p>	<p>現在、北海道農業公社における農用地利用集積等促進計画に関連する手数料について、重要な課題が浮上しています。譲渡人には2%、譲受人には1%の手数料が課せられており、これは農地の所有権移転を行う上での負担として大きく作用しています。手数料が導入された当初は、北海道農業公社が作業量の増加を見越し、人材の増強や作業場所の確保のために必要な資金として説明されました。</p> <p>しかし、事業が実際に始まった後には、登記作業が司法書士に委託される形となりました。このことは、当初の手数料の目的や必要性に疑問をもたらしています。</p> <p>手数料が設けられた背景には、確かに北海道農業公社が担う業務の拡大があるでしょう。しかし、実際には登記業務は専門の司法書士に委託され、その業務の負担は公社に存在しないことを考えると、手数料の必要性が揺らいでいると言えます。この現状において、譲渡人および譲受人にとっては、余計なコストを負担することなく、円滑な農地の利用集積が進むことが求められています。</p> <p>そこで、現在実施されている手数料の廃止あるいは減額を強く要望したいと考えます。手数料の軽減は、農業の振興や地域活性化にも寄与するものです。農用地の流動性が高まることで、必要な土地が適切に利用され、地域の農業生産性の向上が図られます。また、これを通じて、若手農業者や新規就農者にとっても、農地へのアクセスが一層容易になり、結果的に地域全体が活性化することにつながります。</p> <p>北海道農業公社が、本来の目的である農用地利用の促進を達成するためには、市場の健全性を保つための手数料の必要性を再考し、透明で公正な環境を整えることが欠かせません。これからの農業の発展を進めるためにも、手数料の見直しを行っていただくことを期待し、関係機関において積極的な対応をお願い申し上げます。</p>	<p>令和8年度より、令和10年改正に向けた協議が本格的に開始されます。</p> <p>現在のところ、農林水産省では、事務の徹底的な軽減を行う方向で検討を開始するとしておりますので、要望書ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議することとします。</p> <p>また、農地バンクは、令和5年改正当初より、現在の手数料については、暫定の設定であり、本格稼働数年後に状況を見定めた上で、手数料を見直すことを示唆しております。</p> <p>このため、当面様子を見る必要があると考えます。</p>	<p>△</p>

【上川】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>中山間地域への支援拡大について</p> <p>1 中山間農地の条件不利地に対しては、平地の水田政策とは別枠支援又は別の政策が必要である。</p> <p>2 多面的機能支払い交付金の単価は、北海道は他都府県比べ低く設定されている。同等にすべきである。</p>	<p>管内を含め、道内は条件不利地の中山間地域も多くあり、潜在的に生産性を上げる対策が困難であることから、耕作放棄地となる可能性が高い。また、このような地域は過疎化、少子高齢化等により集落機能が多面的機能の維持管理を図る地域の共同活動に支障が生じている。これらの事柄はこれまでの中山間地域への政策が、十分な効果を発揮しなかったことが一つの要因であると考えられる。</p> <p>今後、生産性重視の規模拡大やスマート農業の政策が中心となればこれらの地域は増々取り残され耕作放棄地の拡大や集落の消滅となりうると思われるため。</p>	<p>水田政策の見直しに伴い、中山間・多面の直接支払い制度も見直される方向となっております。</p> <p>現時点では、水田政策の見直しの方向性や予算の目安が確定後の検討となると見ております。</p> <p>このため、現行制度とは全く異なる制度となる可能性もありますので、水田政策の見直しの方向性が出てからの対応が必要になると考えます。</p>	<p>△</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>大規模化に対応するための支援施策の構築 農業機械の互換性に係る規格統一の推進について</p>	<p>農業機械メーカー間互換性は国際標準規格の普及により向上しており、スマート農業に不可欠な規格であるが、トラクターのオートヒッチフレームなど、同じメーカー内でもシリーズや型式が異なると互換性がない場合や、部品の互換性がない場合もあることから、トラクターや付属機械を複数台所有しないとイケないケースもある。 物価高騰により農業機械に係るコストも経営を圧迫する要因となることから、農業機械等の規格統一をより一層進め、完全互換性が図られるよう要望する。</p>	<p>ユニバーサル規格で統一されると使い勝手が良いことは理解できます。 しかし、各メーカーによる経営戦略の中で、規格を設定していること。 国が、各メーカーの経営戦略に対し、規格を統一求めることは、経営に対する干渉となることから、難しいと考えます。 なお、農機具等の高騰により経営を圧迫していることから、北海道農業会議としては、経営規模にあった補助の仕組みの構築として補助率の変動制などを要請することにより、農業経営の負担軽減を要請しようと考えます。</p>	<p>△</p>
<p>新規就農対策・担い手対策の再構築 新規就農対策・担い手対策における支援拡充と所得制限の撤廃について</p>	<p>就農準備資金や開始資金については、最低賃金にも及ばない金額であり、研修費的な要素とはいえ、現在の支援内容では担い手確保につながらない。 また、世帯収入による所得制限もあり、支援が受けられないケースがある。 就農する際には、相当な経営開始資金が必要であり、担い手確保は重要な施策であることから、所得制限の撤廃と地域おこし隊並みの支援額を参考にした増額を要望する。</p>	<p>自由民主党総合政策集2026J-ファイルでは、新規就農に対する支援の交付額を165万円に引き上げる方向で経営体の支援等を強化するとされています。 経営規模の大きい北海道においては、全国一律の支援単価では不足しているのも事実ですので、上記に記載したように、経営規模にあった補助の仕組みの構築として要請しようと考えます。</p>	<p>△</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>主食（米飯）における基本的考え方の再整理の必要性</p> <p>R9年度におけるコメ政策について</p>	<p>農林水産省では、水田活用の直接支払い交付金の見直しをR9年度に向けて構築することとしているが、どのような政策となるのか地域では不安の声が多数上がっているところである。</p> <p>畑地化政策をはじめとして水田地帯を蔑ろにした政策がうたれ、この間水田活用の見直しによる対応も求められた結果、離農者や耕作放棄地が増加した地域もあることから、今後の政策の検討、実施にあたっては現場の声と意見を十分に聞いた中で、早い情報提供と持続可能な農業となる政策を打ち出していきたい。</p>	<p>現在、水田政策については、北海道を中心に、「水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議」を設置しております。</p> <p>現在のところ、水田政策の見直しについては、鈴木農水相は、6月くらいに示す方向で説明しておりますが、最悪の場合、6月まで示されない可能性が高いと見ております。</p> <p>自民党の2026J-ファイルにおいては、「水田政策の見直しの中で、中山間・多面の見直し・拡充等を図ります」とされているように、水活の予算だけでは、あらない水田政策では不足することから、中山間・多面の予算も活用する方向性となっておりますので、今回の見直しは大改正となります。</p> <p>このため、6月に示されたとしても、水田政策だけではなく、中山間・多面にも影響が出ること。6月からでは実質的に半年しか準備期間がないことから、連絡会議では、1年先送りも含めて要請をする方向で検討しております。</p> <p>従いまして、農業会議の要望書ではなく、連絡会議の要望書の中で検討していきます。</p>	<p>○</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>主食（米飯）における基本的考え方の再整理の必要性</p> <p>需要と供給に応じた生産について</p>	<p>コメ政策にあっては、当時の農水大臣が増産すると発言したり、与党の意見等により需要に応じた増産といたり、猫の目行政と揶揄される方針転換に現場は振り回されている。</p> <p>需要に応じた生産は、市場において大切な考え方である一方、国民の食料確保の点からすると、生産者のみに需要に応じた生産を求めることは良い状況とはいえない。</p> <p>特に人口減少が止まらない状況を加味すると生産者で需要拡大対策することは困難であり、サプライチェーンの需要拡大策や政府の中長期的な政策展開が不可欠である。</p> <p>規模拡大や集約化、ほ場整備・スマート農業のみで解決する問題でもなく、各政策の歯車がかみ合っていないければ効果をなさないばかりか、国や都道府県における単年的な需要予測による目安だけでは問題は解決しない。</p> <p>複数年における需要予測での目安を示す等、食料確保における中長期的な需要拡大策を講じ、各政策がかみ合った農政を展開してほしい。</p>	<p>中長期的な先の見える農政の実現として要請項目とします。</p> <p>なお、鈴木農水相は、就任会見において、「令和9年度以降の水田政策の見直しを進めていますが、米づくりというのは、1年で1回しか収穫ができません。コロコロコロコロ方針が変わっては、生産現場の皆さんは対応することができません。需要に応じた生産、これが何よりも原則であり、基本であるというふうに考えております。その上で安心して先の見通せる農政、これを実現をしてまいります。」と発言しております。</p>	<p>○</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>中山間直接支払い交付金における所得制限の撤廃について</p>	<p>日本型農業直接支払制度における中山間直接支払交付金については、集落単位における共同活動を通じた取り組みに対し支援されているところである。</p> <p>一方で、担い手の減少による共同取組の廃止や畑地化の影響により取組面積の減少による交付金の減少など、交付金を活用できない実態も出てきているほか、農水省の需要予測の見誤りにより、米価が高騰しており、8年度では中山間直接支払い交付金における所得制限の対象となる生産者も増加することが予想される。</p> <p>中核的リーダー等、対策の仕方はあるが、所得調査する事務量も含め、根本的に所得制限を廃止し、取組やすくすべきである。</p>	<p>自民党の2026J-ファイルにおいては、「水田政策の見直しの中で、中山間・多面の見直し・拡充等を図ります」とされているように、水活の予算だけでは、あらない水田政策では不足することから、中山間・多面の予算も活用する方向性となっておりますので、抜本的に改正されることが予想されます。</p> <p>従いまして、現行施策を基本とした要請内容は、現段階においては、控えさせていただきます。</p>	<p>×</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地の総量確保について 農地規制の緩和について</p>	<p>農地の総量確保については、食料確保の観点から大切なこととは捉えられるが、目下、農業者が減少していく中で担い手が伴わなければ、一律的な総量確保は机上の論理であると言わざるを得ない。</p> <p>優良農地として農用区域や第一種農地などがあるが、中山間地域では面積の纏まりはあるが、優良農地だからといって生鮮性や生産コストを鑑みれば果たして適正なのかといった問題に突き当たる。</p> <p>既に農業者の減少により規模拡大が限界を迎え、より平場で生産性のある農地を守る傾向が強くなっており、優良農地であっても生産性が低くコスト高の農地は引き受け手が見つからない状況は加速する。</p> <p>一方で引き受け手が見つからず、農地所有者に戻ったとしても、土地改良区負担金は非農地となるまで、負担し続ける必要がある。</p> <p>農地バンクがそのような農地を一手に引き受け管理する形にも現実になっていないため、農地法やその他関連法における優良農地について、保全すべき農地としての細分化やランク付、優良農地ないであっても、投資効果に見合わない農地について非農地判断可能となるよう地域の実態に即した規制緩和及び総量確保対策を講じていただきたい。</p>	<p>地域計画では、守るべき農用地をエリアとして、10年後の目標地図を作成することとなっておりますが、その一方で、受け手が見込まれない農地については、活性化計画を作成することにより、農地の粗放的利用として、植林も可能であるとされております。</p> <p>このため、引き受け手のない条件不利地については、活性化計画の作成を検討してください。</p>	<p>×</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地中間管理法について 農地中間管理の取扱いについて</p>	<p>農地バンク法は改正となったが、現状は農業委員会での事務手続きが複雑化し、生産者にもバンク毎に異なる事務手数料が発生している。</p> <p>法律だけが先行し、農水省の説明とは裏腹に、公社の取扱いにより対象とならない農地や附帯地がある、事務手続きの在り方も一律ではない。</p> <p>機構としての人員確保や事務形態も整わない形で見切り発車した国の責任は重大であり、貴重な農業予算も使われている。</p> <p>農地バンクが今後とも農地利用の中心として取り扱うならば、農地の調査権や嘱託登記の権限・手続きにかかる証明、サポートシステムの利用等々、市町村や農業委員会を貸さずできる権限を付与すべきである。</p> <p>市町村・公社・農業委員会が協力する体制はその通りであるが、現状は農業委員会や市町村、JAに協力といった形で丸投げされ、事務も煩雑化しているのが実態である。</p> <p>農地バンクへの権限付与のほか、地域の要請により無条件で耕作放棄地を引き受け、再生、またはバンク自ら作物を生産したり出来るようバンクの声を聞き入れた中で農地バンク法の改善を望む。</p>	<p>令和8年度から、令和10年度の5年見直しに関する協議・検討が本格的に開始されます。</p> <p>今現在、農地バンク事業が完全施行されたことに伴い、全国的に農地バンク事業における事務量の増加などの課題が浮き彫りになってきております。</p> <p>全国農業会議所では、こうした事態を解決すべく、従来の農用地利用集積計画と同様の手法で、農地バンク事業を実施できるように、農地バンクを活用したと「みなして」、所有者と受け手の当事者間での貸借・売買ができるよう、農林水産省と協議に入っています。</p> <p>このため、これらの関係については、全国農業会議所に委ねて様子を見ることといたします。</p>	<p>△</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>鳥獣被害対策における廃棄物処理について</p>	<p>鳥獣被害は農村部に留まらず市街地でも発生し、深刻化している。 このような中で対策費も予算拡充や対策強化に乗り出しているところであるが、駆除が増えることで市町村等における廃棄物処理経費について支援が薄い。 農水省側ではなく、廃棄物担当部署である環境省等、省庁の垣根を超えた対策が必要。 特に市町村により鳥獣に係る廃棄物処理は、一般家庭ごみと処理方法が異なることもあり、市町村内で処分できる体制がない場合も少なくない。 広域的な対応をしている市町村もあり、その処理経費も自治体負担やハンター負担が生じることもあると認識している。 例を挙げると、鹿の処理は可能であってもクマの処分はできなかつたり、1頭の焼却すう燃料代や施設整備も高額である。 現行の対策予算が農林水産省ではなく、鳥獣保護政策を設ける環境省に対策予算を一本化し、農村部に傾向している駆除、防止対策、ジビエ活用支援だけでなく廃棄物処理に関する支援のほか都道府県・広域的な活用ができる一体的予算として運用していただきたい。</p>	<p>駆除後の対策ということかと思いますが、農業に関する要望内容から見ると少し外れているような気がします。 しかし、鳥獣駆除を行った場合に必ず付きまとう問題ではありますので、要望書に反映できるよう努力いたします。</p>	<p>○</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
農地中間管理事業の予算の確保等	農地の売買・貸借に係る事務を円滑に実施するため、引き続き十分な予算確保を求めます。	農地中間管理事業の予算の確保として要請項目とします。	○
<p>大規模化・大区画化に対応するための支援施策の充実</p> <p>スマート農業推進のための補助率増高及びほ場再整備の早期対応</p>	<p>近年、担い手不足解消のためのスマート農業の実施、とりわけドローンによる播種、防除、自動操舵による大型機械の導入が進められているものの、機材の高騰、高齢化による導入への躊躇いが見受けられ、自給率向上のためにも高補助率の制度創設を求めます。</p> <p>また、トラクターやコンバインの大型化に伴い、ほ場の大区画化は必須であり、畦畔の除去に伴う田寄せ制限の撤廃、面整備はもとより用排水路の再編整備に対する補助事業の充実に加え、高齢化に対応した早期事業採択・着手のための国の予算措置の充実を求めます。</p>	<p>令和8年度予算の新規事業として、「大区画化等加速化支援事業」が概算決定されております。</p> <p>この事業は、農家1人から実施できる簡易の基盤整備事業となっており、区画の拡大については、高低差が10cm以下の場合は、7万円～9万円/10a、高低差が10cm以上ある場合は、27.5万円～36万円/10aの助成単価が想定されています。</p> <p>こちらの活用をご検討ください。</p>	×
<p>農地中間管理事業の事務</p> <p>農地中間管理事業に係る事務作業軽減の見直し</p>	<p>令和7年4月1日に地域計画の策定に伴い、農地法第3条等を除く農用地の賃貸借と売買は、農用地利用集積計画から農業公社を中間管理とする農用地利用集積等促進計画へと遷移しました。</p> <p>その影響により事務作業が混雑し、用意する書類が大幅に増加したことにより現場の負担が大きくなっています。</p> <p>そのため、省略若しくは削減できるものを精査し、事務作業の軽減となるよう見直しを要望します。</p>	<p>全国農業会議所では、こうした事態を解決すべく、従来の農用地利用集積計画と同様の手法で、農地バンク事業を実施できるように、農地バンクを活用したと「みなして」、所有者と受け手の当事者間での貸借・売買ができるよう、農林水産省と協議に入っています。</p> <p>このため、これらの関係については、全国農業会議所に委ねて様子を見ることといたします。</p>	×

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>水稲作付における基本的な考え方の再整理の必要性 水田交付金について</p>	<p>令和4年に国から具体的なルールの厳格化が示された水田交付金の見直しについては、唐突な制度改正であり、更なる経営不安や生産意欲の減退による農業離れを加速させるものであります。 しかし、一方で国は、コメの増産を進めている状況も見受けられることから、今後も地域水稲農家が安定した経営ができるよう、引き続き支援をお願いしたい。</p>	<p>水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議の中で対応していきます。</p>	<p>○</p>
<p>担い手の育成・確保に必要な方向性について</p>	<p>地区農業の持続化を図るためには、円滑な離農者からの農地引き受けが必要となるため、担い手の確保や新規就農者が参入しやすい環境を整えるため、資材・機材等の準備に係る初期投資や経営が安定するまでの間の支援の拡充をお願いしたい。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>持続可能な農業経営および大規模化に対応するための支援施策の構築</p>	<p>農地を次世代につなぐために、農業用水の確保や、農業機械の大型化に対応した農道の整備、畦畔除去等による農地の大区画化が求められることから、持続可能な農業経営の推進に向け、基盤整備事業の促進を図るためにも更なる農家負担軽減に対する支援制度の拡充をお願いしたい。 また、スマート農業の導入について、農業従事者の減少や高齢化の対応、作業負担の軽減・効率化、さらには経営規模の拡大や意欲ある若い担い手の確保にもつながることから、継続的な支援をお願いしたい。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築、北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【留萌】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>鳥獣被害対策の充実について</p>	<p>エゾシカによる農業被害が深刻な状況の中、国の制度活用により、侵入防止柵が設置され効果が発揮されているが、最近、頻繁に出没しているヒグマにも効果があることから、今後も継続して制度の拡充をお願いしたい。</p> <p>さらに、広範囲にわたり出没しているヒグマについて、耕作・養畜などの作業や移動の際にも危険が伴うことから、ハンターの人材確保と、育成、併せて公的組織の活動に関する法整備など、早急に築いていただきたい。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【宗谷】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>再生可能エネルギー推進にあたっての農地保護の徹底（新規）</p> <p>再生可能エネルギー施設の設置や運用において、農地利用との調和を十分に考慮し、地域の実情を踏まえた慎重で丁寧な対応を一層徹底していただくよう要望する。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進は重要な取組みだが、食料生産や地域農業を支える不可欠な基盤である農地の保全を最優先しなければならない。 無秩序な農地転用は優良農地の減少や営農環境の悪化を招き、将来的な農業生産力の低下に繋がるおそれがあることから要望するものである。</p>	<p>農地における太陽光発電設備の設置についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>既存農業者への支援の一層の強化（新規）</p> <p>意欲ある担い手が将来にわたって地域農業を守っていけるよう、経営支援や労力負担の軽減につながる制度支援を一層手厚く講じていただくよう要望する。</p>	<p>高齢化の急速な進行や後継者等にかかる作業負担の増大により担い手が不足傾向にある中、地域農業を長年支えてきた既存農業者が安定して営農を継続できる環境整備がこれまで以上に重要となっている。 農業生産力の低下や担い手の世代交代にも支障をきたすおそれがあるため、必要な支援体制の充実を求め要望するものである。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築、農家後継の確保対策の構築、農業経営の安定化対策の構築等として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【宗谷】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地中間管理機構の登記申請業務を農業委員会へ委託可能とする制度整備（新規）</p> <p>円滑な農地利用の確保に資する仕組みとして、日頃から農地の調整業務に携わる農業委員会に登記申請業務を委託可能とする制度整備を検討いただきたく要望する。</p> <p>農地中間管理機構が実施している登記申請事務については、手続の煩雑さや時間的負担が現場に大きくのしかかっており、事務効率化が強く求められている。地域の農地事情を熟知し、日頃から農地の調整業務に携わる農業委員会がこれらの手続を担えるよう制度的に委託を可能とすることで、現場の負担軽減と処理の円滑化が期待される。</p> <p>ついては、円滑な農地利用の確保に資する仕組みとして、委託を可能とする制度整備を検討いただきたく要望する。</p>	<p>農地中間管理機構が実施している登記申請事務については、従前農業委員会が対応していた運用と比べて書類の量や郵送による授受が増え、半年程度の処理遅延が生じ、農地流動化に支障をきたしており、事務効率化が強く求められている。加えて、北海道農業公社が代位登記を行えない運用の下、所有者に事前の地目変更を求める場合や、地目変更を行わず所有権移転を行う場合があることで、農業者に煩雑な手続や費用負担が生じるとともに、地目と実態の乖離が非農業者への移転に繋がる懸念もある。</p> <p>このため、現場の実情に即した事務処理体制の見直しと制度的対応が必要であることから要望するものである。</p>	<p>令和8年度から、令和10年改正に向けて法改正の検討が開始されます。</p> <p>スケジュール的には、令和8年度に法改正の検討、令和9年度に国会に改正法案の提出、令和10年度から施行という流れの予定となっております。</p> <p>本道選出の国会議員要請という形ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議する方向とします。</p>	<p>×</p>
<p>適正価格の構築の早期実現について（継続）</p> <p>適正価格の構築により、農業経営の収支改善を行うことにより、農業を魅力ある経営体へ育成することを要望する。</p>	<p>現在の農業経営において、農産物価格を生産者が自ら決めることができる仕組みとはなっていないため、円安などを要因とした外的要因に基づく生産資材の高騰に対応できず、苦戦を強いられている状態である。</p> <p>このため、再生産を可能とする価格を形成し、農業が職業としての選択肢となり、将来にわたり安定した経営環境を確保できるよう、適正価格の構築を早期に実現することが必要である。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【宗谷】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地中間管理事業の予算の確保等について（継続）</p> <p>農地の売買、貸借に係る事務の軽減（財源）含め、都道府県、市町村、農地バンクがスムーズに事業実施ができることを要望する。</p>	<p>農地の売買、貸借に係る負担軽減を図り、本事業における手数料等、農業者や市町村の負担とならないよう、引き続き国費道費での十分な予算確保が必要なため。</p>	<p>農地中間管理事業の予算の確保として要請項目とします。</p>	○
<p>肥料・飼料等の生産資材の高騰及び個体販売価格下落に伴う経営安定対策について（継続）</p> <p>円安等外的要因に高騰対策を構築し、生産資材の安定供給及び個体販売の下落に伴う価格等、早急に経営安定対策を講じられたい。</p>	<p>肥料・飼料等の生産資材の高止まり、個体販売価格の下落により、酪農経営に深刻な影響を及ぼしている。生産者側におけるコスト削減などの自助努力だけでは解決できない危機的な局面を迎えており、経営の維持及び食料の安定供給に確実に取り組めるよう支援策が必要であるため。</p>	<p>経営所得安定対策、農業経営の安定化対策の構築として要請項目とします。</p>	○
<p>小規模家族経営の維持継続のための支援の強化について（継続）</p> <p>小規模農業経営体の維持継続を持続可能なものとするために機械、施設などへの支援、中古機械購入などの条件緩和、申請手続きの簡素化などの対策を強化することを要望する。</p>	<p>農業の多面的機能の維持を担う小規模家族経営を支えることは、優良農地を守る上でも重要であり、持続可能な経営支援を図る取り組みが必要である。</p>	<p>地域農業構造転換支援対策等では、既に中古機械の導入等が認められております。</p>	×
<p>新規就農対策の強化について（継続）</p> <p>今後、さらに離農が増加することが予想され、担い手不足が地域の維持に直結している。既存の新規就農者対策を再構築し、より一層強化した支援策を要望する。</p>	<p>継続的な強い農業の実現に向けて、担い手不足の深刻化や高齢化が進む中、青年新規就農者を増加させる施策が不可欠である。しかし、後継者のいない高齢農業者の離農がさらに増加傾向と予想されることから、農村活力の低下・地域の崩壊を食い止めるためにも、支援が必要である。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築として要請項目とします。</p>	○

【宗谷】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>鳥獣被害対策の強化について（継続）</p> <p>鳥獣被害対策をさらに推進するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を拡充すること。</p> <p>平成19年に制定された「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき実施している鳥獣被害防止対策について弾力的な運用ができるような対策を講じる必要がある。</p> <p>また、ハンターの確保と育成、侵入防止対策に関してどの自治体も苦慮しているため、引き続き必要な対策を講じることを要望する。</p>	<p>エゾシカやヒグマ、特定外来生物に指定されているアライグマ等の個体数が年々増加し、農業被害のほか、自動車や鉄道等との衝突事故が増加傾向にあるため、被害対策及び住民が安全で安心した生活を送るために、対象鳥獣の捕獲を強化する必要がある。</p> <p>また、被害対策を実施する上で、ハンターの減少や高齢化が著しく、被害対策の担い手確保についての対策も必要とされる。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>産業動物診療獣医師の確保について（継続）</p> <p>家畜の飼養頭数の維持・拡大、個体能力の向上や集約的な畜産経営の進展が見込まれる中、産業動物医療体制の整備と処遇改善等による獣医師の確保を望む。</p>	<p>産業動物診療獣医師の不足が深刻化する中、特定の地域や職種に偏在があり、偏在を是正するため処遇水準の確保、獣医雇用手当等の改善が必要であるため。</p>	<p>産業動物に従事する獣医師の確保として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【宗谷】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業農村整備事業の推進と土地改良事業予算の確保について（継続）</p> <p>農業農村整備事業は、農業生産力を支える重要な役割を持っており、生産性の向上を図るうえで基盤をなす農作業道整備や排水路整備及び暗渠排水整備など土地改良事業を継続的かつ安定的に実施することが不可欠であるため、必要な予算措置を要望する。</p> <p>また、TMRセンターやコントラクター等を活用した自給飼料生産のコスト削減が可能となる生産性の高い農業基盤の形成と、担い手への農地集積・集約化を行なう農業農村整備事業の推進を強く要望する。</p>	<p>自給粗飼料の確保と生産性の向上を図るうえで、農業基盤の整備が必要とされる。また、近年の農作業機械の大型化への対応、生産と物流の効率化や安全対策のためには、農作業道整備、小区画圃場及び、経営農地の分散化の解消が必要である。</p>	<p>基盤整備事業関係として要請項目とします。</p> <p>なお、集約化については、令和8年度より、新たに、農地集約化促進事業が創設されますので、活用についてご検討いただければと考えます。</p>	○
<p>農業者年金の適用要件の拡充について（継続）</p> <p>農業後継者の配偶者や新規就農者に対する政策支援の拡充など、農業者年金の適応条件の拡充を要望する。</p>	<p>現状の農業者年金制度では、農業後継者の配偶者は、後継者と同様に農業従事をしていても、政策支援加入が出来ないことに多くの疑問の声があり、制度の見直しが必要である。</p>	<p>農業者年金制度の充実として要請項目とします。</p>	○
<p>酪農ヘルパー事業の推進について（継続）</p> <p>酪農の経営と生活安定を図るための補助事業の一つでもある酪農ヘルパー事業の推進にあたり、従業員の確保は喫緊の課題である。</p> <p>そのため、労働力の確保対策・人材育成、処遇改善について、さらなる支援制度の検討を要望する。</p>	<p>酪農経営の規模拡大や小規模経営体の持続を図るためにも、酪農ヘルパーは、重要な役割を担っている。また、ヘルパーからの新規就農など、知識や技術の習得の場として重要である。</p> <p>しかし、ヘルパーの雇用確保は、深刻な状態であり、慢性的な不足により農業者の休暇がなかなか取れないのが現状である。</p> <p>そのため、酪農ヘルパー組合の安定化や人材確保・育成、定着についての対策が必要である。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築として要請項目とします。</p>	○

【宗谷】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業者の雇用確保に向けた住宅建設に対する支援について（継続）</p> <p>農業者が従業員を確保するための住宅建設に係る費用に対する支援を要望する。</p>	<p>規模拡大に意欲のある農業者が経営の安定、継続をしていくためには従業員の雇用確保が必要である。</p> <p>農場は市街地から離れていることから、冬期間は通勤が困難なこともあり、多額の費用を投じて従業員用住宅を建設している状況にある。</p> <p>住環境が不十分であると、雇用就農や新規就農確保に繋がらないため、これらの負担軽減を図るうえでも財政的な支援が必要である。</p>	<p>令和7年度補正予算において、農業研修教育環境整備の支援が構築されております。</p>	<p>×</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地の集積・集約化の促進のための措置について</p> <p>農地の集積・集約化により、農地を拡大した農業者及び一定規模以上の経営面積を有する農業者に対し、各種補助事業へのポイントを付与するといった奨励策を求める。</p>	<p>農業従事者の高齢化や担い手の不足により、1件あたりの経営面積が増加していく中、効率的な農地利用を促進するためには、担い手への農地の集積・集約化が必要である。一方、集積・集約化により、スマート農業の導入が可能となり、農作業の効率化・負担軽減が図られるものとする。</p> <p>農地の集積・集約化とともにスマート農業の推進を図るため、より一層の国の取組を要望する。</p> <p>また、ポイントの検討にあたっては、当地域のような集積率の高い地域においては、これ以上の農地の拡大が困難な場合もあるため、農地を拡大した農業者だけではなく、既に一定規模以上の経営面積を有する農業者に対しても、ポイントの対象とすること。</p>	<p>北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p> <p>なお、令和8年度より、農地集約化促進事業として、農地バンク事業を活用して農地の集約を行った場合の支援施策が構築されますので、この事業の活用も検討してください。</p>	<p>○</p>
<p>降雪地域の農業用に使用する自家用貨物自動車への支援等について</p> <p>農業用に使用する自家用貨物自動車の維持管理について、以下の内容を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通自動車と同様、車検の有効期間を1年から2年へ延長 ・ 法定点検の項目数の見直し ・ 点検費用負担の助成 ・ 自動車税及び自動車重量税の減額 	<p>近年、生産資材の高騰や農畜産物価格の低迷等により、農業経営は極めて厳しい環境に立たされている。</p> <p>特に経営規模が大きい農家では、農業用に使用する自家用貨物自動車を1戸で複数台を所有しているところである。</p> <p>また、一般車両と異なり、検査期間中における代替車の確保が難しいことから、繁忙期にあっては農作業に影響を及ぼしてしまう。</p> <p>半年が雪に覆われる当地域では、農業用貨物自動車の使用期間や走行距離が本州に比べると短い実態にありながら、年に1回の車検費用や自動車税及び自動車重量税等が、大きな負担となっていることから支援の実施を要望する。</p>	<p>事情は理解できますが、要請項目とすることはできません。</p> <p>貨物自動車においては、運搬業務に使用されることから、定期的な点検が重要とされており、そのことから1年車検とされております。</p> <p>このため、2年へと延長を求めることは安全性の問題が生じる可能性があります。</p> <p>また、貨物自動車においては、年間の自動車税が乗用車よりも優遇されている状況にあります。</p> <p>こうした状況の中において、降雪地帯に限定して支援を求めることにも違和感が生じます。</p>	<p>×</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地中間管理事業及び農地売買等事業に係る手数料について</p> <p>農地中間管理事業については、引き続き、手数料0円を維持できるよう、予算を確保すること。</p> <p>農地売買等事業については、手数料を0円にできるよう、国費を充当するなどして予算を確保し、また、手数料の算出根拠について、買入価格に割合を乗じるのではなく、定額にするなど、実際の事務処理量に応じた方法に見直すこと。</p>	<p>関係法令の改正に伴い、農地の売買・貸借は原則として農地中間管理機構経由となり、貸借は現状、手数料0円だが、今後の国や道の補助金次第では徴収の可能性が残されている。</p> <p>また、売買については、農地所有者（出し手）は買入価格の2%、耕作者（受け手）は買入価格の1%を手数料として徴収されている。</p> <p>農地中間管理機構における1件あたりの売買に係る事務処理量は、買入価格の多寡によって大きく変わるものでないと考えられるが、現行の算出方法では、案件によって手数料の額に大きな開きがあり不公平感がある。</p> <p>従来各市町村が作成していた農用地利用集積計画では手数料0円であり、売買・貸借の手数料が徴収されることは農地の流動化や集積、集約化の妨げになる。</p> <p>このことから、売買についても手数料を0円とするよう予算の確保を求めることを第一としながら、少なくとも、手数料の算出にあたっては、実際の事務処理量に応じた経費として算出方法の見直しを求める。</p>	<p>農地中間管理事業の予算の確保として要請項目とします。</p> <p>農地売買等事業の手数料については、国が定めているものではありませんので、国に対する要望からは割愛させていただきます。</p>	<p>○</p>
<p>農地売買における自己所有ではない工作物の取扱について</p> <p>農地売買において、農地内に鉄塔や電柱、電波塔などのインフラ工作物が設置されている場合、該当箇所を分筆してから行うこととされているが、工作物を含めて取引可能になるような規制緩和の検討を求める。</p>	<p>インフラ工作物を分筆するにあたっては、周囲の農地も含まれることから、実質的な耕作面積の減少や分筆費用の負担がネックとなり、売買ができなかったケースが見られる。</p> <p>ライフラインとしての重要性も認識しているため、インフラ工作物の設置を拒否するものではないが、工作物による農地としての耕作しにくさもあり、農家負担の軽減に向けた柔軟な取扱を求める。</p>	<p>事情は理解できますが、自己所有ではない工作物ですので、その工作物の所有者にも分筆する義務が生じると考えられます。</p>	<p>×</p> <p>55</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>土地改良事業における農家負担の軽減について</p> <p>土地改良事業における農家負担の軽減を求めるとともに、事業実施にあたり、緊急性のある圃場が発生した場合など柔軟に対応できるよう制度改正・運用の見直しを求める。</p>	<p>近年の原油、原材料価格の高騰により、土地改良における事業費が増加し、それに伴い農家負担も増加していることから事業を見送る農業者もあり、現在の状況が続くと事業実施が危ふまれることから農家負担の軽減、さらには、状況変化により緊急に土地改良を要する状態の圃場が発生した場合等には柔軟に計画変更ができるよう制度改正・運用の見直しを求める。</p>	<p>持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農地転用等の手続きに係る期間の短縮について</p> <p>農地転用許可や農業振興地域整備計画上の農地に係る農用地区域からの除外について、現行の取扱においても期間の短縮に配慮されていると認識するが、地域計画の変更手続きと同時進行を可能にするなど、法律の改正や事務を簡素化、効率化すること。</p>	<p>農地転用許可や農業振興地域整備計画上の農地に係る農用地区域からの除外は、あらかじめ地域計画の変更が必要となり、手続きが複雑、長期化した。</p> <p>手続きの複雑、長期化は時代の流れに逆行しており、農業経営に必要な施設等の転用手続きの期間短縮は、経営の健全化や安定化にとって必要不可欠である。</p>	<p>地域計画の変更手続きと同時進行は認められておりませんが、平成30年3月30日付け農林水産省農村振興局長通知「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について」では、整備計画変更案を周知するのに十分であると判断した場合は、縦覧期間を30日間よりも短くすることが可能とされており、地域計画の縦覧期間2週間を除くことも可能とされています。</p>	<p>×</p>
<p>道路の舗装整備について</p> <p>農道を含む道路の舗装について、損壊箇所適正な補修や、道路間（交差箇所）の段差解消の整備等を要望する。</p>	<p>道路の穴や段差がひどい箇所が散見され、普段から、通過する時は避ける等、気を付けているが、トラクター等の故障の原因となることもある。</p>	<p>事故の未然防止策として、国土交通省は道路緊急ダイヤル（#9910）、自治体はホームページ等で情報提供の呼びかけを行っておりますので、早急に連絡すると良いと思います。</p>	<p>×</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業分野における労働力の確保</p> <p>北海道のような大規模農業に対応した労働力の確保を目指し、資金援助とともに育成に向けた仕組みづくりを求める。</p> <p>① 新規就農者への支援策の拡充。 ② 経営体の規模拡大に伴う設備投資増加への支援策の拡充 ③ 大規模法人に対しての支援策の拡充 ④ 事業承継支援策の拡充。 ⑤ 雇用助成金の拡充</p>	<p>離農者の増加、農業者の高齢化による担い手の不足が進む昨今において、労働力の確保は喫緊の課題であり、特に北海道は経営規模が大きいことから、新規就農や経営規模の拡大においても、多額の自己資金を持つ必要があり、断念せざるをえない状況が見受けられる。</p> <p>一方、複数戸法人による営農の効率化を図り、より多くの農地を担えないかという検討もなされているが、個人経営から法人経営にすることにより、大きなメリットが無い現状において、大規模法人化も進んでいなく、さらに、後継者不在の経営体も増加しており、適切な形で経営を継承できるか、多くの農業者が不安を感じている。</p> <p>こうした課題を解決するために、助成金の拡大及び資金調達可能額の増額といった多額の資金が必要な状況に応じた支援策の拡充や法人化の促進、新たな経営体への営農資産の流動化を促進する施策の実施を求める。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築、北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>降雪時期の農業用施設等の維持に係る除雪費用について</p> <p>冬季におけるビニールハウスなどの農業用施設を維持管理するための除排雪に係る燃料費について補助を実施するよう求める。</p>	<p>冬季におけるビニールハウスやD型ハウス等農業用施設の除雪は、倒壊や破損を防ぐための必須作業であり、降雪に応じて実行しなければならいところであるが、近年の燃料費高騰により、農業経営への負担が重くなってきていることから、補助の実施を求める。</p>	<p>多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金では、農業用施設の除排雪作業に活用することができるとされています。</p>	<p>×</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農用地利用集積等促進計画における所有権移転登記に係る代位登記（地目変更、住所変更等）について</p> <p>農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画における所有権移転に係る嘱託登記を行う際、地目変更、住所変更等についても同機構が対応できるよう、必要な予算を措置していただきたい。</p> <p>もしくは、市町村の嘱託登記でも可能とするよう要望する。</p>	<p>関係法令の改正により、農地の権利移動の仕組みが変更となり、地域計画内の農地の権利移動は、原則、農地中間管理機構事業による農用地利用集積等促進計画以下「促進計画」で行うこととなり、従前の農用地利用集積計画以下「集積計画」では市町村に嘱託登記の権限があったが、促進計画ではその権限が農地中間管理機構に移行された。</p> <p>現状、同機構は政令で義務とされた所有権移転登記のみを実施しており、できる規定である代位登記地目変更登記、住所変更等は、従前の制度では実施してきた市町村があったにも関わらず、同機構はその権限の行使を放棄しており、出し手売り手が事前に個人で実施している状況である。</p> <p>このことは、従前の市町村による嘱託登記と比較して、出し手売り手の手間や費用負担の増加に繋がっており、担い手への農地の所有権移転の一つの障壁となっている。</p> <p>新制度から約1年が経過したが、農業者の理解を得て、手続きを取ってもらうまでに時間を要するケースも散発し、案件処理に時間を要していることから、所有権移転登記に係る代位登記について、同機構において実施できるよう予算措置を行う、もしくは、従前のように、市町村の嘱託登記でも可能とするよう要望する。</p>	<p>予算については、農地中間管理事業の予算の確保として要請項目とします。</p> <p>令和8年度から、令和10年改正に向けて法改正の検討が開始されます。</p> <p>スケジュール的には、令和8年度に法改正の検討、令和9年度に国会に改正法案の提出、令和10年度から施行という流れの予定となっております。</p> <p>本道選出の国会議員要請という形ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議する方向とします。</p>	<p>○</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>所得補償制度の構築</p> <p>再生産可能な価格形成を要件としない所得補償制度の整備を要望する。</p>	<p>令和7年11月の「地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書」の「6 農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築」において、“再生産可能な価格が形成された後、再生産が困難となった場合における所得補償制度の整備を行うこと”と要望したところであるが、現下の農業経営の情勢を鑑み、再生産可能な価格形成を待つことなく、早急に所得補償制度を整備することを要望する。</p>	<p>適正価格を形成するための食料システム法は、令和8年4月より施行されます。法律が作られている以上、再生産可能な価格形成を前提としない所得補償制度を求めることに無理があると考えますので、農業経営の安定化対策の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>外国資本による土地の取得について</p> <p>安易な撤退当による管理放棄が懸念される外国籍資本が日本の土地を取得することに際し、制限に係るよう制度設計を要望する。</p>	<p>農機具の大型化に伴い生産性の低い条件不利地における耕作は農業者にとって大きな負担となり、その農地が雑種地かし、そのまま利用されず放棄される、もしくは大型太陽光パネルなど景観を損なう工作物が建てられると言った問題が顕在化しており、こうした問題に歯止めをかけるための対策の一環として、売買を制限する等の制度設計を要望する。</p>	<p>経済安全保障の一環として、外国人により土地取得の規制が強化されることが既に決定されています。</p>	<p>×</p>
<p>農家後継の確保対策の構築</p> <p>後継者対策は、後継者となる子どもがいないことと、子どもがいても、後継者とならないことの2つがあり、それぞれに対策を講じる必要がある。</p> <p>前者については、地方の活性化により、若年の人口を増加させる施策が求められ、後者については将来にわたって安心して農業を営むことができる環境づくりが必須となる。</p> <p>機械や肥料等の価格高騰により、再生産に必要な所得が生じない状況が生じていることから、特に所得面において他の産業以上の金額が見込めるよう、施策の発展、強化を要望する。</p>	<p>農業が継続されなければ、土地の管理の面からも地方を維持することができない事態となることから、後継の確保対策は重要である。</p> <p>当地域での大規模な畑作農業は、土地や機械に多額の費用を要し、新規就農へのハードルが高いことから、農家の後継者により引き継がれることを優先することが現実的と考える。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築、農家後継の確保対策の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p> <p>59</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>経営所得安定対策等に関する要請</p> <p>① 畑作物に対する交付単価の増額、支援対象数量の維持及び予算枠の拡充について要請する。中でも直接支払交付金（数量払い）の単価算定においては、コスト増を勘案した適正な生産コストを単価算出に用いるなど、地域の実態に見合った交付単価とするとともに、生産物への価格転嫁の仕組みを構築すること。</p> <p>② 農業用A重油に対する石油石炭税の特例及び農業用免税軽油制度の恒久化や、農業経営基盤強化準備金制度の恒久化及び固定資産と動産の取扱いの区分の設置など、農業者の経営安定化のための施策の維持及び拡充を行うこと。</p> <p>③ 長期的な円安の影響による原油高の高騰が懸念されることから、原油価格の安定対策の実施。</p> <p>④ 肥料等の資材の価格、物価及び飼料価格の急激な高騰による、畜産農家を含めた農業者の経営の安定化に資するコスト増補填等の具体的な経営不安定化防止対策の実施。</p> <p>⑤ 地域の各種取組に関する追加交付金等について、既取組者を含むような公平性のある対象者範囲の設定を行うこと。</p> <p>⑥ 国産農畜産物を優先需要させる政策及び流通対策の確立</p>	<p>経営所得安定対策は、地域の生産費を基準とした直接的な所得補償による担い手農家の経営安定と食料自給率の向上を目的とした制度であるが、今後、資材の高騰を含めた様々な情勢を勘案した上で地域の担い手が安心して農業に取り組めるよう所得補償の充実並びに制度の継続強化が必要である。</p>	<p>① 農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として要請項目とします。</p> <p>② ガソリン税が暫定的に廃止されますので、免税軽油制度も必然的に廃止されると考えます。 農業経営基盤強化準備金については、農業経営基盤強化準備金制度の恒久化として要請項目とします。</p> <p>③・④ 農業経営の安定化対策の構築として要請項目とします。</p> <p>⑤ 補助事業等においては、実施時期により交付条件も異なることから、どうしても既に取り組んだ方と、これから取り組む方間で差が生じることがあります。 こうした場合において、公平性という理由で求めた場合、既に取り組んでいる方が有利だった場合は、交付金を返還しろということになってしまいます。 このため、要請項目として取り上げることはできません。</p> <p>⑥ 気持ちは理解できますが、消費行動を強制することは難しいと考えます。</p>	<p>△</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>鳥獣被害対策の強化について</p> <p>① 鳥獣被害が減少するための抜本的対策及び支援策構築</p> <p>② 防鹿柵更新・機能維持のための支援</p> <p>③ 平成29年の猟期と同等な猟区の確保</p> <p>④ 国有地等公有地内での人間と鳥獣とのゾーニング（緩衝地帯）設定</p> <p>⑤ 鳥獣被害対策実施隊の銃刀法に基づく技能講習の一部免除の恒久化</p>	<p>鳥獣による農業被害対策については、現在、防鹿柵の設置、ハンターによる駆除対策を行っているが、被害額が増加している現状である。</p> <p>全道的に（困難であれば地域の実情に合わせて）、冬季間（猟期）の国有林及び道有林の狩猟の開放を望む。</p> <p>併せて、近年劣化が進み機能低下が顕著な状況にある防鹿柵（国営事業実施分）の一刻も早い更新等措置がなされることを強く要望する。</p> <p>また、人と鳥獣の棲み分けを目的としたゾーニング（緩衝地帯）の設定についてだが、当地域における人の生活区域との境界の多くは、畑と国有地等公有地とのものであり、人側の区域を狭めて緩衝地帯を設定することは、農地面積を減少させることにつながる懸念があること、また、現在の防鹿柵の位置変更も行わなくてはならず、現実的ではない。それらを踏まえ公有地側での緩衝地帯設置が可能となるよう要望するものである。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【オホーツク】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>食糧安全保障政策に関する要望</p> <p>① 不測時に対応するためにも、平時における農業生産力の向上に帰する政策の実施・予算の拡充を望む。</p> <p>② 食糧安全保障を支える現農業経営体に対する所得補助や資材の高騰等の外部的要因を踏まえた適正価格の確立などの、農業者を支える財政的支援及び政策の拡充。</p> <p>③ 食糧安全保障には農業者の裾野を広げることが重要であることから、今後の農業労働人口を増加させるための政策・予算拡充。</p>	<p>日本の食料自給率の低さが目立つ状況のなかで、不測時の食料安全保障について検討することは非常に重要であることは理解できるが、まず、不測時ではなく平時における農業の現状（低い自給率）の改善に着手することから始めるべきであると考え。</p> <p>そのために、所得補助の維持拡充・作物の適正価格の確立などにより農業所得を安定化させ、現農農業経営体数の維持を図ること、加えて農業労働人口の増加のため、「農業が魅力あるもの」であることを国民全体に抱いていただくことが必要である。</p>	<p>農業経営の安定化対策の構築、食料安全保障の構築、中長期的な先に見える農政の実現等として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>優良農地の維持・確保に係る制度に対する要請</p> <p>農地中間管理機構の担い手確保、農地流動化、農地管理に関する大幅な機能強化のため機構支援のための予算の拡充。</p>	<p>現状、農地中間管理機構を含めることと、市町村単位で行ってきた担い手確保、農地流動化、農地管理に関する取り組みが強化されておらず、手続きの煩雑化や各種制度の追加等のデメリットが目立つ。</p> <p>市町村と機構が協力することで、それらの取り組みがより強化されることが理想であり、そのために機構の人員の増強、予算の拡充が必要だと考える。</p> <p>具体的には、担い手確保として、他市町村を含めた範囲で担い手を検討するなど能動的な取り組みを行うこと。</p> <p>農地流動化促進のためとして、特例事業の予算拡充及び税控除特例等の税制上の優遇措置の拡充を行うこと。</p> <p>また、農地管理として、今後生じる可能性のある耕作放棄地や担い手不存在のうち、所有者不明農地等の維持管理機能の強化及び機構地震の該当農地の引き受けなどを行うことが必要である。</p> <p>これらの機能強化がないなかで、寄港への手数料負担は利用者の納得・理解が得られるのは難しいと言える。</p>	<p>農地バンクによる担い手の育成・確保については、新規就農者育成総合対策の誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援の中において、農地バンクも対象されている状況にあります。</p> <p>予算については、農地中間管理事業の予算の確保として要請項目とします。</p> <p>令和8年度から、令和10年改正に向けて法改正の検討が開始されます。</p> <p>スケジュール的には、令和8年度に法改正の検討、令和9年度に国会に改正法案の提出、令和10年度から施行という流れの予定となっております。</p> <p>本道選出の国会議員要請という形ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議する方向とします。</p>	<p>○</p>

【十勝】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>有害植物の駆除</p> <p>道路や河川に繁殖するアレチウリやガイモの駆除の徹底</p>	<p>近年、畑作物や飼料作物の収量や収穫時の作業に大きな影響あるアレチウリやガイモの大繁殖が問題になっている。</p> <p>各々のほ場については、所有者が自ら対応しているが、道路や河川の法面等の対応が個人での対応では不十分であるため。</p> <p>予算確保を諮り、行政側での対応をお願いしたい。</p>	<p>農作物に影響を与える雑草等の駆除についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>乳製品等の適正価格の構築</p> <p>コスト上昇と適正価格を評価するシステムの導入と基準価格を下回った場合の所得補填、米や乳製品を増産した分は国が買い上げ、備蓄や国内外の援助等に回すといった政策提案希望。</p>	<p>酪農家は、飼料代や資材の高騰の影響を受けており、生乳価格も引き上げられているが、決して十分ではない状況である。</p> <p>酪農家の経営悪化や離農の深刻化が懸念されるため。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>安定した農業経営のための農業収入（農業所得）の補償について</p> <p>安定した農業収入の確保や食料供給、営農意欲の向上につなげられるよう、国は直接支払交付金や収入減少緩和交付金の単価の増額、乳価の増額、生産資材高騰に応じた農産物への価格転嫁、同交付金の品目拡大など、農家の所得を増やし、安定した農業経営ができる環境整備のため、制度の抜本的な見直しを求める。</p>	<p>肥料・飼料など生産資材価格の高騰をはじめ、人件費や物価の上昇により経費の拡大とともに、農業所得が減少し、農業経営の圧迫はもとより、生活維持に支障を生じさせている。</p> <p>その影響はこれまで様々な工夫と努力により農業経営を維持していた経営体、とりわけ規模が小さい経営体ほど大きく、先が見えない環境にあって、離農を検討する経営体も増えている。また、耕作面積拡大に取り組む経営体にあっても、当該拡大に伴う労働力の確保や機械の導入、敷材費等の経費と収入が相殺され、所得の増加には結びつかず、営農意欲の低下、さらには農家戸数の減少にもつながり得るものである。</p> <p>大規模農業を展開する本市農業においても、既存の支援制度の立て付けだけでは、経営を維持、拡大していくことは難しい環境に変化してきている。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築、中長期的な先の見える農地の実現、経営所得安定対策、北海道の経営規模にあった補助事業の構築として、要請項目とします。</p>	<p>○</p> <p>63</p>

【十勝】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>生産資材価格の高騰対策について</p> <p>変動する国際情勢の影響緩和に向け、生産資材価格の安定化や国産化に向けたさらなる対策を要望する。</p>	<p>国際的な穀物需要や燃料価格の上昇、ロシアのウクライナ侵攻などの影響により、生産資材価格が高騰し続けている状況にある。</p> <p>国や自治体において価格高騰対策が講じられ、農業経営の安定化の一助となったが、依然として農業経営が厳しい状況にある。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農地バンク事業（北海道農業公社）の手数料（即売りタイプの手数料）</p> <p>農地所有者（出し手）に手数料が発生することから国・道で負担すべきです。</p>	<p>北海道の場合、農地バンク事業が導入されることにより「即売りタイプ」の場合、農地所有者（出し手）に対して農業公社の手数料（税込み2.2%）が新たに発生します。</p> <p>農地所有者（出し手）の売買収入が減ることは、国による制度改革に納得していただけない部分も出てくることから、国・道費で負担すべきです。</p>	<p>令和8年度より、令和10年改正に向けた協議が本格的に開始されます。</p> <p>現在のところ、農林水産省では、事務の徹底的な軽減を行う方向で検討を開始するとしておりますので、要望書ではなく、直接、農林水産省経営局農地政策課と協議することとします。</p> <p>また、農地バンクは、令和5年改正当初より、現在の手数料については、暫定の設定であり、本格稼働数年後に状況を見定めた上で、手数料を見直すことを示唆しております。</p> <p>このため、当面様子を見る必要があると考えます。</p>	<p>△</p>

【釧路】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>所有権による農地集積の推進対策について</p> <p>所得税控除額の変更による農地集積の推進対策について</p>	<p>農地を農用地利用集積等促進計画等で売買した場合の譲渡所得特別控除額は、離農等により直ちにあっては所有権移転した場合と、数年間賃貸した後で所有権移転した場合とでは、所得税額に差がないため、売買時期は（離農した）売り手の意思に委ねられている。</p> <p>離農に伴い、直ちにあっては等により所有権移転した場合には譲渡特別控除額の増額するなどの、所有権の移転時期により税所得の控除額を増減する対策をとることにより、所有権移転による農地利用集積の推進対策を行う。</p>	<p>経済的に見た場合、どんな控除額を設定したとしても、貸借後に売却を行う方が、金銭的に有利となるため、意図としては理解できますが、効果は期待できないと考えます。</p> <p>しかし、その一方で、所有権移転を促進しないと、所有者不明農地等の問題が出てきますので、所有者不明農地の抜本的解消として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農業生産基盤の整備強化</p> <p>良質粗飼料確保のための草地改良事業の拡充強化。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率をはじめ食料安全保障の確保が課題となっているが、その向上を図るため、とりわけ酪農畜産経営においては良質粗飼料の確保が重要であり、そのためには定期的な草地更新を行うことが必要である。しかしながら、現在の酪農畜産経営をめぐる情勢は、生産コストの上昇が経営を圧迫するなど、定期的に草地更新をすることができない状況となっている。このようなことから良質粗飼料確保のための草地改良に伴う補助事業の予算の十分な確保を求める。 ・粗飼料確保のため、1戸あたりのデントコーンの作付け面積が増加しており、作業の効率化が課題となっている。作業の効率化を図るため、酪農地域の防除用水施設の拠点を整備、または事業補助の創設を求める。 ・近年、農業機械の大型化により、農道や耕作道が狭小であるため脱輪や転倒の危険性がある。作業効率や農作業の安全性の確保のため、道路（路肩）及び取付道路の拡幅など機能の拡充を含めた総合的な改修整備の早急な予算の確保を求める。また、大型事業化ではなく、簡素化かつ軽微な事業で活用しやすい事業の予算の確保を求める。 	<p>基盤整備事業関係として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【釧路】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業経営安定化対策の確立 ①</p> <p>農業生産資材の安定供給と価格安定対策の強化。</p>	<p>飼料・肥料・燃料等の農業生産資材価格の高騰は、再生産可能な農業経営の確立や、消費者に対する食料の安定供給に支障を生じるものであるため、農業生産資材の安定供給と価格安定対策を一層強化すること。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農業経営安定化対策の確立 ②</p> <p>鳥獣被害対策の強化と有効活用の推進。</p>	<p>鳥獣被害防止対策等については、法令や補助事業等の整備により、総合的な取り組みが図られているが、被害額はなお高い水準となっているため、今後とも、被害防止施策の整備を一層促進するとともに、鳥獣被害対策に必要となる許可等の規制緩和、捕獲鳥獣の処分対策の強化と有効活用に関わる必要な予算の確保を図ることを求める。</p> <p>特にここ数年ヒグマによる被害が拡大しており、農産物・家畜への影響が強くなっている状況である。家畜被害・農作物被害が複数年に及ばないよう支援の充実化、被害防止対策の強化を求めることとする。</p> <p>尚、この鳥獣被害については農業被害だけではなく、人命に関わる交通事故が多発する原因ともなっており、多方面での被害も甚大であることから早急な強化を求める。</p> <p>また、エゾシカの食害対策について、当初に設置された鹿柵が20年以上経過しており老朽化が進んでいる。部分的な補修では維持できなくなっていることから更新を要望する。また依然としてエゾシカによる食害が増加していることから新規の鹿柵の整備（増設）を要望する。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【釧路】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>ふん尿等バイオマスガス発電の地域利用と推進</p> <p>酪農を中心とした地域の状況から、家畜ふん尿、有機ごみから発生したバイオガスを有効活用するための環境づくり。</p>	<p>豊富な資源としての家畜ふん尿をはじめ、有機ごみから発生するバイオガス発電について、バイオマス構想計画による市町村計画により推進されている中においても、個別施設の設置については高額な事業費に加え、自己消費型とした補助制度内容から考えてもイニシャルコストが高額で普及することが難しい。</p> <p>寒冷地においても実績のある家畜ふん尿処理施設として、家畜ふん尿等バイオガス発電個別施設の普及は電力を多く利用する酪農において、災害時等の大切な設備となるであろうことも合わせて考えられ、再生可能エネルギーの推進施策として個別施設（自己消費型）整備の補助率向上を実施するなど普及推進を求める。</p>	<p>北海道の経営規模にあった補助事業の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>優れた担い手の育成・確保対策の推進 ①</p> <p>農業経営継承事業の取り組みの強化</p>	<p>後継者がいない農家が農地を処分する場合は、農地移動適正化あっせん事業で処分し、近隣農家が分散して取得することによって、長い時間をかけて、集積された農地が分散するとともに、農業用施設においてはほとんど使用されない状況であることから、それまで築いてきた、経営技術、ノウハウの財産が事業資産とともに失われ、地域経済にとっても大きな損失となっている。</p> <p>このような状況から、農業経営継承事業によって新規就農する場合、とりわけ土地利用型農業を目指す新規就農者においては農地や乳牛導入の初期投資が多額に上ることから、就農支援施策を拡大強化すること。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【釧路】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>優れた担い手の育成・確保対策の推進 ②</p> <p>親元就農に対する支援の拡充について</p>	<p>農業次世代人材投資事業資金（経営開始型）の給付要件として親元に就農する場合は従事してから5年以内に経営を継承するか、あるいは独立した部門経営を行うこととなっているが、農業後継者が親元で就農する場合は、ほとんどが高校または大学を修了後に就農するため5年後の経営継承や親の経営からの独立した部門経営等も難しいと考えられることから、親元就農に対する農業次世代人材投資事業資金（経営開始型）の給付要件の見直しや新規就農者なみの支援策となるような親元就農に係る支援策の拡充を望む。</p>	<p>農家後継の確保対策の構築として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農地税制の改善</p> <p>収用交換等により贈与税及び不動産取得税の納税猶予制度適用農地を譲渡した場合のその猶予期限の一部確定に伴う利子税の免除について</p>	<p>納税猶予を受けている者が、特例農地等を収用交換等により譲渡した場合、税務署に届け出ることにより利子税の2分の1が軽減されることとなっているが、公共の利益となる事業に供するため、受贈者の意思に関わらず土地を提供する点を考慮して、利子税については免除を求める。</p>	<p>状況は理解できますが、土地収用となると、通常よりも高額で農地が購入されていると思われます。</p> <p>このため、現状の利子税の軽減措置を超える必要性について、さらに検討することが必要であると考えます。</p>	<p>△</p>

【釧路】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>再生可能エネルギーに対する国の施策拡大について</p> <p>国と電力会社との連携強化を図り、国の政策として再生可能エネルギーの導入に向けたより一層の施策拡大を求める。</p>	<p>北海道胆振東部地震に起因する大規模停電（ブラックアウト）により、北海道農業が多大な被害を受けたことに伴い、電源が一極集中する体制を見直し、道東地区で資源豊富な家畜糞尿を利用したバイオマス発電等を促進するための環境整備や支援を求める。このことは、電力会社の送電線に空きがない等の理由で未稼働となっている施設も多く見受けられるため、国の支援を強く求めるものである。</p>	<p>自然災害等による農業被害への支援として要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農地中間管理機構による農地売買等事業について</p> <p>農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画により農地を買い入れる際、あわせて出し手が所有している原野等についても買い入れできるよう制度の拡大を求める。</p>	<p>農地中間管理機構による農地売買等事業の進めるとあたり、機構で買い入れできる土地と買い入れできない土地があった場合、その土地（原野等）は、農地の受け手の方に直接売買していただくようお願いしている。</p> <p>主に農業協同組合を介して司法書士の方に売買手続をしてもらっているが、契約行為や登記事務に係る経費負担が出し手あるいは受け手の負担が重荷になっている。</p> <p>また、促進計画に関する手続は農業委員会、原野等の売買については農協あるいは司法書士など、出し手及び受け手からはまとめて土地を売買できないかとの要望が多く寄せられている。</p> <p>このことから、農地及び農地以外の所有地についても農用地利用集積等促進計画で売買できるよう制度の拡大を求める。</p>	<p>農地バンク法・農業経営基盤強化促進法では、促進計画で扱える土地については、農用地等とされており、農用地等とは、農地・家畜の放牧の目的に供される土地・農業用施設の用に供される土地・開発して農用地又は農業用施設に供される土地とすることが適当な土地とされています。</p> <p>農地制度という観点から考えた場合、上記以外の土地を要請することは困難であると考えます。</p>	<p>×</p>

【釧路】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>釧路市音別地区で発生した豪雨及び暴風雨による災害に係る復旧費用について</p> <p>令和7年9月20日から21日までの間に釧路市音別地区で発生した線状降水帯による豪雨及び暴風雨豪雨及び暴風雨による災害に係る復旧費用に関して、一層の支援拡大を求める。</p>	<p>令和7年9月20日から21日までの間に釧路市音別地区で発生した線状降水帯による豪雨及び暴風雨によって、山間部の土砂及び河川の氾濫などによる農地への土砂の流入、牛舎等農業用施設への浸水、農業用資材の流出などが発生し、地域の農業者は多大な被害を受け、農業経営の継続が危機的状況にある。当該被害については、一部国費による災害復旧がなされているが、被災農業者の損害を包括的に補えるものとは言えず、また、支援の遅れも見られ、残念ながら離農する農業者も発生したところである。間違いなく農業は日本国を支える、大切な基幹産業の一つである。本被害、そしてその後の状況は、今後の産業を揺るがす重大な出来事として国は深く受け止めるべきである。</p> <p>よって、国においては、釧路市音別地区で発生した被害について、農地等への被害のほかに、農業経営上の被害も包括的に保障すること。また、同様の災害が発生したときは、いち早く災害復旧への支援を宣言することを求めるものである。</p>	<p>自然災害等による農業被害への支援として要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策について</p> <p>未だ終息されないウクライナ情勢や、その他の地域で起こっている紛争の影響や円安基調等によって、燃油・肥料・資料など価格の高騰、高止まりの状況が続いており、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図り、将来にわたし安心して営農ができるよう農業生産資材高騰対策を継続すること。</p>	<p>農村地域では、高齢化と人口減少等が加速化するなか、近年多発する異常気象などの自然災害により食料生産の基盤が弱まっている。</p> <p>さらには、いまだ終息されないウクライナ情勢及び、その他の地域で起こっている紛争等により、農畜産物の需要減退等で需要環境が悪化するなか、食料生産に欠かせない燃油や肥料・飼料など生産資材価格が高騰、高止まりが続くなど農業経営は、危機的状況であり、営農される農家も出てきている。</p> <p>このことから、食料の安定供給と食料自給率向上に向けた国内農業の生産基盤強化のため、農業生産資材高騰対策の継続を求めるものです。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として要請項目とします。</p> <p>なお、価格高騰対策は、現時点では、補正予算により、施設園芸当燃料価格高騰対策と物価高騰等の影響緩和に係る金融支援対策くらいしかない状況にあります。</p> <p>また、燃油については、軽油取引税の当分間、税率の廃止が税制改正大綱により決定されております。</p>	<p>○</p>
<p>国際交渉における基本的な姿勢と国内対策の着実な実施について</p> <p>農業・農産物の貿易を含む他国との協定等の発効に伴う影響を持続的に検証し、国会で審議する際にはその審議過程の透明性を確保すること。</p> <p>さらに、食料の安定供給・自給率の向上など、国内農業の振興を損なわないよう、加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策など、農業経営安定対策の充実を図ること。</p>	<p>農業の将来に対する不透明感から投資に踏み切れないケースが出てきており、生産現場の不安を払拭し、次世代も含め将来を展望できる息の長い農業政策の確立が必要である。</p> <p>また、各種国際協定の発効に伴う国内及び本道農業に支障を及ぼすことがないよう検証、対策、措置をとるとともに、食料・農業・農村基本計画に基づき海外への販路拡大等の市場拡大対策の充実を図ること。</p>	<p>国際交渉については、現時点において、特段の動きがあるわけではありませんので、今回は、要望書への反映はしません。</p> <p>しかし、農業の将来に対する不透明感があるのは確かですので、中長期的な先に見える農政の実現、経営所得安定対策として、要請項目とします。</p>	<p>△ 一部反映</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農業生産基盤の強化について</p> <p>離農者の農業用施設等の撤去や農地への復元、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。</p>	<p>離農跡地の農業用施設等の撤去や農地への復元に要する支援、山林・原野（湿地帯）などの非農地を含む売買事業など、充実した基盤整備への支援制度を創設すること。</p> <p>効率的な農地利用を促進するためには、担い手へ農地を集積するだけでなく、農地を集約することが必要であり、ほ場の大区画化を行うことはより作業効率の良い農用地とすることができ生産性の向上のため支援を強く要望する。</p>	<p>離農跡地における農業用施設の撤去等への支援として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>新規就農対策について</p> <p>新規就農に伴う農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。</p>	<p>新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上がることから、資金力・担保能力に乏しい新規就農者が、多額の初期投資資金を用意することが困難となっている。</p> <p>しかしながら、新規就農者は農村地域の人口減少の歯止めともなり、農村地域振興の要ともなっている。</p> <p>また、新規就農者向けに一定の要件を整えた設備等の環境整備費用も施策に組み込むことも必要である。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築、として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について</p> <p>政策支援の対象となっていない直系卑属の配偶者が経営を主宰する事例がある。経営移譲後に経営主となる可能性が高いため、政策支援の対象とすること。</p> <p>また、特に女性である場合は、農業の担い手としての位置付け地位向上を図る観点からも必要である。</p>	<p>認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料額の特例（政策支援）があり、経営主、その配偶者、直系卑属に対しては、適用されているが、直系卑属の配偶者については対象となっていない。</p>	<p>農業者年金制度の充実として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>北海道の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の構築について</p> <p>現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが望ましく、所有権移転を含めた農地流動化施策を構築するとともに、所有権移転のための政策誘導を行うこと。</p>	<p>民法・不動産登記法の改正により、相続登記等が義務化されるなど所有者不明土地の解消に向けた取組が講じられているところであるが、現行の農地制度では、所有者が不明な農地であっても貸借が可能となる制度が整備されているが、所有権移転については、困難な状況にある。</p> <p>賃借による農地流動化では、土地改良事業をはじめとした基盤整備の実施等について所有権を有しない農地に対する投資を躊躇する例もあり、担い手が安心して農地に対する投資を継続的に実行していくためには、所有権に基づく営農体系の構築が不可欠であり、優良農地の確保を行うための施策として所有権の取得を支援する仕組みの構築が不可欠である。</p> <p>また、高齢化、後継者不在を理由とした離農が増加しており、離農の際の農地処分も、負債整理と異なり、財産として農地を保有し長期間賃貸収入を得る状況も多くみられ、長期間賃貸料を支払い続ける農業の担い手にとって農地購入価格より多い賃貸料となるケースも出てきている。</p> <p>将来の地域農業の担い手を守ることが重要であり、長期にわたる農地の賃貸料は、経費の増加につながり農業経営に悪影響を及ぼすことが懸念される。</p>	<p>所有者不明農地の抜本的解消として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>鳥獣被害対策の拡充・強化について</p> <p>鳥獣被害については、農作物への食害を防止するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」について十分な予算を確保すること。</p> <p>また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。</p> <p>これに加え、食害被害抑制のため野生動物の生息地である森林を大規模な伐採から守る法規制の整備をすること。</p>	<p>鳥獣被害については、被害額はもとより営農意欲の減退等、農業・農村への影響は深刻であり、エゾシカやヒグマ、キタキツネなどによる被害が大きい。</p> <p>このため、農作物への食害を防止するため、電気牧柵等の設置によりほ場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も継続的に不可欠であることから、予算の確保と鳥獣被害の削減目標を掲げることが必要である。</p> <p>また、近年、大規模な森林伐採を伴うメガソーラーの建設が進んでいる野生動物の生息地である森林が大規模に伐採されることにより、農作物への食害がますます広がることが懸念される。</p> <p>森林の大規模な伐採を抑制する法規制が必要である。</p>	<p>鳥獣被害対策の充実についてとして、要望項目とします。</p>	<p>○</p>
<p>農業委員会サポートシステム及び地理情報共通管理システムの管理・運用に係る財源措置について</p> <p>地域計画（人・農地プラン）の法定化に伴い、農地台帳の管理（農地法第52条の2及び農地法第52の3）はもとより、目標地図を含めた農地地図の適正な管理がより求められることから、最新の地番図及び、最新の航空写真等のデータ更新は不可欠である。</p> <p>それらのデータ取得に係る経費等についての最大限の予算を確保すること。</p> <p>また、更新した地番図及び、航空写真等のデータについては、更新日が記載されるようシステムの改修を行うこと。</p>	<p>地域計画（人・農地プラン）の法定化に伴い、将来の農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた目標地図の適正な管理運用が必要となる。</p> <p>また、農地台帳の管理（農地法第52条の2及び農地法第53条の3）においては、農地台帳及び農地に関する地図の公表を踏まえ、農地情報の公開等を行うことから、目標地図を含めた農地地図の制度の重要性はより高まることとなる。</p>	<p>農業会議職員が、国の「農業委員会サポートシステム運用報告会議」のメンバーとなっておりますので、その中で対応する方向とします。</p>	<p>△</p> <p>74</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地譲渡における譲渡所得税控除の引き上げについて</p> <p>農地を地域の担い手へ集積（売買）した場合、譲渡所得税の特別控除額を居住用財産の譲渡所得税の特例と同額の3,000万円に引き上げること。</p>	<p>農地については、担い手への譲渡を促すため、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により譲渡した場合には、800万円、買入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合は、1,500万円の特別控除がある。</p> <p>また、地域計画に農地中間管理機構の利用権設定を提案により定めた場合、2,000万円控除の特別控除が農業経営基盤強化促進法に新設されたが、対象区域内の3分の2以上の同意や同機構以外の利用権設定ができない（設定した者には、50万円以下の過料）など制約が多く、2,000万円特別控除活用への重荷となっている。</p> <p>酪農における経営面積は広大であり、入植時に取得した農地は、取得価格が少なかったことから、地権者にとってまだ不十分な控除額であり、売り渋りや長期間賃貸により売買価格を上回るケースも考えられる。</p> <p>担い手への所有権移転による農地集積の促進政策として、土地譲渡所得税の特別控除を居住用財産の譲渡所得特別控除と同額の3,000万円控除とすることを要望する。</p>	<p>本道の農地価格は、昭和40年代に高騰し、昭和50年代から平成までは横ばい、平成以降下落傾向にあります。</p> <p>また、平成以降に売買により移動した農地の総量は、本道の農地面積の75%に達しています。</p> <p>農地の譲渡所得は、本来、購入価格－売却価格で算出されるものです。</p> <p>昭和40年以前の農地については、譲渡所得益が発生しますが、それ以降の農地については、売却額＜取得価格という構図となっており、本来の算出方法で譲渡所得を算出した場合、高額な控除額が必要ない可能性が高くなっております。</p> <p>こうした状況については、すでに農林水産省より指摘されているところでありますので、譲渡所得控除の引き上げ要望はなかなか難しい状況となっております。</p> <p>なお、北海道農業会議では、平成以降に取得した農地については、明らかに売却額＜取得価格という構図になっているにも関わらず、概算取得費がわずか5%しか認められていないことに問題があると考えております。</p> <p>このため、概算取得費の引き上げという方向で要望させていただきます。</p>	<p>×</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>贈与税納税猶予により生前一括贈与を受けている農地について、10年以上営農を継続した場合は、農業後継者の育成等の目的を達成したものとみなし、譲渡した場合に納付すべき利子税を免除すること。</p>	<p>農業の用に供している農地を後継者に一括して贈与した場合に、贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時に贈与税が免除されることとなっていますが、納税を猶予された農地は、特例による貸付以外は、納税猶予の適用が継続されない。</p> <p>平均寿命が延びている現状において、貸付が長期化することにより賃借料が売買価格を上回ることが考えられます。</p> <p>また、離農等により売買せざるを得ない状況においては、長期間の納税猶予により多額の利子税も発生することやその農地に新規就農する場合も貸借しかできないこととなります。</p> <p>長期にわたる貸付は、経費の増加につながり農業経営に悪影響を及ぼす懸念があることから、農地中間管理事業における固定資産税の軽減措置の下限貸付期間である10年以上営農を継続した場合や新規就農者等のための離農跡地を農用地利用集積等促進計画により売買した場合は、農業後継者育成等を税制面から支援するという納税猶予制度の当初の目的を達成したものとみなし利子税を免除することを要望するものです。</p>	<p>要望内容は理解いたしますが、利子税は、贈与税の納税が猶予されていることに対する利子として算定されているものとなります。</p> <p>また、平均寿命が延びていることにより、離農を余儀なくされる状況があることから、特定貸付により貸借の特例が措置されているところでありますので、利子税の免除を要望することはできないと考えます。</p>	<p>×</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>親元就農者への支援施策について</p> <p>親元就農者への支援は新規就農者育成のために必要不可欠だが、新規就農者育成総合対策における経営開始資金では、新規参入者と比較して親元就農者への交付要件が厳しいものとなっている。</p> <p>その要件とは、「経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること」というものであり、これにより親元就農者の受給難易度が高くなっている。</p> <p>「経営をバージョンアップさせる場合」は交付対象とするとして要件は緩和されているが、「経営をバージョンアップ」が認められるためには、新たな技術の導入や新規販路の開拓が必要とされており、経営の不安定な就農初期の農業者にとっては、依然として厳しいものであるため、この要件のさらなる緩和など支援施策を講じること。</p>	<p>令和3年度末に制定された新規就農者育成総合対策の支援施策の一つに経営開始資金がある。</p> <p>これは、新たに農業経営を開始する49歳以下の者に資金を交付する事業だが、その要件の一つである「経営を継承する場合新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること」は、実質的には親とは異なる新たな作目への取り組みを指しているため、家畜飼料とするための牧草栽培が農地利用の大部分を占める根室管内では、親元就農者の受給を難しいものになっている。</p> <p>要件は緩和され、「経営をバージョンアップさせる場合」は交付対象となるものの、これは新たな技術の導入や、販路の開拓などを意味しており、経営の不安定な就農初期の農業者によっては、依然として厳しい要件であるため、この要件の更なる緩和を要望する。</p>	<p>新規就農対策・担い手対策の再構築、農家後継の確保対策の構築として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農地売買等事業「即売りタイプ」に係る手数料の予算確保について</p> <p>農業経営基盤強化促進法（以下「促進法」という。）の一部改正に伴い農地の売買・貸借については、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）を経由することになっている。</p> <p>公社も促進法の改正に伴い、農地売買等事業の「即売りタイプ」を新設したが、「即売りタイプ」において、農業者等が公社へ支払う手数料については、全額国費で賄うことを要望します。</p> <p>また、農地集積率が国の政策目標である8割を超える市町村は、促進法の改正趣旨である農地集積の目標を達成していることから、公社を経由しない農地の権利移動ができる制度の創設等柔軟な運用を要望します。</p>	<p>促進法の改正前は、農用地利用集積計画により公社を経由せず農地の売買が可能でしたが、促進法の改正により、公社を経由しなければ農地の売買ができなくなり、農地売買等事業の「即売りタイプ」が新設されました。</p> <p>しかし、「即売りタイプ」は、国の補助で賄われない経費（人件費、事務所管理費、共通管理費等）を手数料として農地の出し手・受け手から徴収する（出し手は、買入価格の2%、受け手は、売買価格の1%）としています。</p> <p>農産物の生産に欠かせない燃油や肥料、飼料など生産資材価格が高騰、高止まりが続き、施設・農業機械・設備等の価格も高騰するなど、酪農経営の将来を見通せず離農が増加する中、更なる負担増は酪農経営をさらに圧迫するものです。</p> <p>また、経営面積が広大な酪農においては、手数料が高額となることから、売り渋りによる農地集約の停滞や地域計画の推進にも悪影響を及ぼすことも懸念されます。</p> <p>このことから、促進法の改正により発生する農地売買等事業の「即売りタイプ」に係る手数料は、国の責任において、出し手・受け手に負担させることのないよう全国国費負担を求めるものです。</p> <p>促進法の改正は、地域計画の策定及び公社を経由した農地の権利移動による農地集積率の向上を目指すものであり、地域計画で7割以上、政策目標では8割以上の農地集積を達成している市町村は、この目標を達成していることから、公社を経由させない農地移動等の柔軟な対応を求める。</p>	<p>農林水産省からは、売買事業においても国費補助している状況であり、手数料の問題については、道費の問題であると既に回答を受けている状況にあります。</p> <p>令和8年度から、令和10年改正に向けた議論が開始されるところでありますが、全国農業会議所では、公社を経由したと見なす、みなし規定の追加について農林水産省と議論を始めている状況であること、道内の他団体においては、旧円滑化団体の復活など求める声が出ております。</p> <p>北海道農業会議としては、状況をもう少し把握した上で、直接農林水産省経営局農地政策課と直接議論したいと考えておりますので、要望書ではない形で対応していく方向としております。</p> <p>なお、即売り案件については、800円控除案件となりますので、これを超える場合は、買入協議案件に移行すると考えております。</p> <p>従いまして、最大で出し手（2%）16万円、受け手（1%）8万円となりますので、800万円に対して比較すると高額な手数料と考えることはできますが、800万円控除により、譲渡所得税の納税を非課税にできると考えると、800万円以下の案件において、売り渋りになるのかという疑問がある状況です。</p>	<p>△</p>

【根室】

要望内容	要望理由	考え方	反映状況
<p>農産物の合理的な費用を考慮した価格形成について</p> <p>令和7年4月に策定された食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）における「食料の持続的な供給に要する費用が考慮された合理的な価格形成」の検討にあたっては、農業が持続的に発展し、農産物の価格高騰による消費の低迷を招かないよう消費者の理解が得られる価格形成の仕組みを構築すること。</p> <p>また、基本計画に基づく、食料自給率向上・生産基盤強化・再生産可能な価格形成のための所得補償などを含め、食料安全保障政策と予算を確保すること。</p>	<p>食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）において、食料の合理的な価格形成は、農業者、食料事業者、商社その他食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用を考慮することとされており、基本法の理念の実現に向け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、基本計画が策定されました。</p> <p>近年の酪農情勢は、燃油、飼料、肥料等の生産コストの上昇に加え、建物・農業機械などの価格も上昇しており、将来展望を見通せず離農が増加するなど、全国の酪農家戸数は、初めて1万戸を下回りました。</p> <p>一方で、乳製品はコロナ禍における消費低迷により、生乳の生産抑制を行うなど景気動向に左右される側面もあります。</p> <p>このことから、生産コストを価格に転嫁した場合、大幅な価格上昇による消費の低迷を招かない仕組みの構築を求めるものです。</p> <p>また、過度に輸入依存している現状から脱却し、自国の食料は自国で生産・消費できる幅広い政策を構築するため、食料自給率向上・生産基盤強化・再生産可能な価格形成のための所得補償などの食料安全保障政策の実施と予算の確保を求めるものです。</p>	<p>農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築として、要請項目とします。</p>	<p>○</p>

別紙1

北海道選出国會議員要請集会 開催要領

令和7年3月
一般社団法人 北海道農業会議

1. 開催趣旨

農業・農村が持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたり意欲と希望をもって安心して経営に取り組める施策の実現と、農業・農村の実情や特色を踏まえた地域農業の発展に資する施策の確立が不可欠であることから、「食料安全保障」と「人口減少下における担い手の育成と農地の確保」を中心に今後の農業政策と関係予算等に関して、本道農業委員会組織としての要望・意見をとりまとめ、要請活動を行うものとする。

2. 開催日時

令和 8年 6月 1日(月) 13:00~16:40

3. 開催場所

星稜会館(東京都千代田区永田町2-16-2 / 電話:03-3581-5650)

4. 参集範囲

北海道内市町村農業委員会会長等

5. 招請議員

北海道選出の国会議員

6. 運営内容(次第と予定事項)

【与党議員への要請】(13:00~15:00)

- (1) 開会・主催者挨拶
- (2) 要請
- (3) 出席国会議員からの国会報告と決意表明
- (4) 閉会

【野党議員への要請】(15:40~16:40)

- (1) 開会・主催者挨拶
- (2) 要請
- (3) 出席国会議員からの国会報告と決意表明
- (4) 閉会

7. 要請事項

令和9年度 農業政策・予算に関する要請